

第1回 上福岡市・大井町法定合併協議会

平成16年11月15日（月曜日）

午後2時開会

上福岡市フクトピア 2階 多目的ホール

事務局

皆様、こんにちは。多少時間前でございますが、ここでちょっとお願い等がございますので、お聞きいただきたいと思います。まず1点本日これから定刻になりますと、既に傍聴の方等の入室がございますが、それに先立ちましてのお願いということでございます。

一つは、ご発言をいただく際に、今回からちょっとこのシステムが変わりまして、この今私の発言している段階ですと、このマイク、お二人に一つという形になりますが、その手前のところに黒いボタンがございます。発言する際には、そのボタンを押していただきますと、この赤いランプがつかますので、これを押していただきたいと思います。それをご確認をいただきたいと思います。それから、多少指向性になっていきますので、大体が入るのですが、確実にお声が通るようにするためには、多少こう向けてもらった方が、下を持っていただきますと簡単に向きますので、多少向けていただくと、かなり声もよく入るかなということで、その辺面倒でもよろしくお願ひしたいと思います。発言が終わりましたら、もう一度押していただきますと切れますので、これが1点でございます。

それから、もう一点は会議に先立ちまして、先ほど言いました傍聴の関係で、会長の方からちょっとお願いがございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

会長、済みませんが、よろしくどうぞお願ひいたします。

会長

それでは、会議に入る前に、本日の会議に当たりまして、私の方から皆さんにお諮りをしておきたいと思ひます。

本日の会議の傍聴の取扱いについてでございます。既に報道関係者ですとか一般の傍聴者が会場にお見えになっております。会議の傍聴につきましては、後ほどの協議事項となりますが、その中でも会議は原則公開を予定しております。そこで、今回は初回ということでもございますので、報道関係者及び一般傍聴の方につきまして、会議開始前に会場にお入りをいただくということでご承知をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

会 長 ありがとうございます。

それでは、皆様方の異議がないようでございますので、これから報道関係者及び傍聴される方々に入場していただきますので、少々時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、お願いします。

〔傍聴者入場〕

午後2時4分開会

事 務 局 皆様、大変お待たせいたしました。本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻を過ぎましたが、ただいまから上福岡市・大井町法定合併協議会の第1回会議を開会いたします。

初めに、開会に当たりまして、正副会長さんからごあいさつをいただきたいと思います。

最初に、会長であります上福岡市の武藤市長からごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 協議の中で、上福岡市・大井町法定合併協議会の会長をお引き受けすることになりました、上福岡市長の武藤でございます。よろしくお願いいたします。

上福岡市・大井町法定合併協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げておきたいと思っております。

皆様には、常日ごろから両市町の行政運営に対しまして何かとご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。また、このたびは多忙のお立場にもかかわらず、法定合併協議会の委員をお引き受けいただき、お力添えを賜りますことを心から御礼申し上げておきます。

さて、1市1町の合併協議会は、これまで進めてまいりました任意合併協議会の場からの、この法定合併協議会の場に舞台を移され、具体的な協議を進めることになったわけでございます。この合併協議会は、大きな時代の変革の中で、両市町に必要な福祉基盤や都市基盤を整えた自律したまちづくり、そして地方分権の効果を発揮できる受け皿づくりなど、これからの時代に対応した基礎的自治体を築く上で大きなきっかけとなるものと受けとめております。

そこで、法定合併協議会では10年後、あるいは20年後を見据え、現在そして将来の圏域住民のために、しっかりと議論をし、責任ある選択と方向づけをしてまいりたいと考えております。どうか委員の皆さんには、10万人の圏域住民を代表する協議会委員として論議を深めていただくとともに、一步一步着

実に協議が進みますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

本日は、大変ご苦労さまでございます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、副会長であります大井町の島田町長からごあいさつをちょうだいしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

副会長

皆さん、こんにちは。このたび法定合併協議会の設置に当たりまして、副会長を仰せつかりました、大井町長の島田でございます。

任意合併協議会に引き続きまして、各委員の皆様方には継続してお願いをする方、またこのたび新たにお問い合わせをする方もいらっしゃると思いますが、この法定合併協議会に当たりまして、自由闊達にご検討いただきまして、そしてまたこういった会議は住民の皆さんにご理解をいただくということでも、目的もありますので、情報公開、それから情報提供、こういった観点からも大変重要な会議であるというふうに認識をしております。皆さん方の忌憚のないご意見をちょうだいいたしまして、将来像を語り合っていただければというふうに思います。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、ここで委員の皆様、この協議会の委員としてお願いするに当たりまして、最初に委嘱状をお渡ししたいと思います。

なお、あらかじめご承諾いただきたいと思いますのですが、本来であれば会長からそれぞれの委員の皆さんに直接お渡ししなければならないところでございますが、時間の関係上まことに申しわけありませんが、お名前のみを読み上げさせていただきます、代表の方に委嘱状の交付をさせていただきますと思います。

また、皆様の委嘱状につきましては、既にお手元に置かせていただいておりますので、ご確認をいただくとともに、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

それでは、正副会長を除く委員の方のお名前を申し上げます。そのままの状態で、ご起立の方は結構でございます。

それでは、初めに2号委員でございます。

上福岡市助役の高沢清史様。

大井町助役の北村政夫様。

それから、3号委員ということで議会関係者でございます。

が、上福岡市議会議長の小高時男様。

大井町議会議長の高野正得様。

上福岡市議会議員の佐藤英夫様。

同じく上福岡市議会議員の田中雍規様。

同じく上福岡市議会議員の山川寿美江様。

同じく上福岡市議会議員の岸川彌生様。

同じく上福岡市議会議員の鈴木啓太郎様。

そして、大井町でございますが、大井町議会議員の野溝守様。

同じく大井町議会議員の塚越洋一様。

大井町議会議員の能登務様。

大井町議会議員の大石正英様。

同じく大井町議会議員の松尾勝一様。

続きまして、4号委員でございます。学識経験者でございます。

上福岡市から、浜岡正樹様。

溝口幸治様。

奥住勝子様。

西村幸久様。

大井町から、山口誠様。

平岡とよ子様。

三上康子様。

久保久次様。

大学教授として、専修大学法学部教授の小林弘和様。

埼玉県職員として、埼玉県西部地域創造センター所長の篠崎孝夫様。

以上でございます。

それでは、24人の委員を代表いたしまして、小林弘和様に委嘱状をお渡ししたいと思います。

恐れ入りますが、会長、席の前をお願いいたします。

会 長 委嘱状。小林弘和様。

上福岡市・大井町法定合併協議会委員を委嘱します。平成16年11月15日、上福岡市・大井町法定合併協議会会長、武藤博。
(拍手)

事 務 局 ありがとうございます。

それでは、各委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

引き続きまして、今回は第1回の会議ということでございますので、ただいまお名前をこちらの方で呼びさせていただきますので、簡単な自己紹介ということで、大変恐れ入りますが、名前だけの自己紹介という形になるかと思いま

すが、順番によろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、委員の区分でいひますと、2号委員さんの方から順番にお願ひしたいと思ひます。

上福岡市の高沢助役様から、資料の2ページにあります名簿順にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

高沢委員 皆さん、こんにちハ。上福岡市助役の高沢でございます。私の方でも積極的に発言をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

北村委員 大井町助役、北村でございます。大変歴史をつくる大きな会議に参加させていただいているという気構えでやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

小高委員 3号委員の上福岡市の市議会議長の小高です。よろしくお願ひします。今お話のあったとおり、これから歴史をつくるということで、両議会の皆さんとともにやっていきたいと思ひます。

高野委員 大井町議会議長の高野です。よろしくお願ひいたします。

佐藤委員 上福岡市議会議員の佐藤英夫です。よろしくお願ひいたします。

田中委員 上福岡の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

山川委員 上福岡の市議会議員の山川でございます。任意協議会に続きまして、十分な論議ができますように、そしてまた民主的な論議ができますように努力をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

岸川委員 上福岡市議会の岸川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

鈴木委員 上福岡市議会議員の鈴木啓太郎です。よろしくお願ひいたします。

野溝委員 大井町議会議員の野溝です。よろしくお願ひいたします。

塚越委員 大井町議会議員の塚越洋一でございます。合併の是非をわかりやすく、住民のために。よろしくお願ひします。

能登委員 大井町議会議員の能登です。よろしくどうぞ。

大石委員 大井町議会議員の大石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松尾委員 大井町議会議員の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

浜岡委員 4号委員、上福岡の浜岡正樹です。1市1町合併して、すばらしいまちができるように頑張ります。

溝口委員 上福岡市の4号委員の溝口と申します。子供たちの将来のために、ぜひ頑張ります。お願いします。

奥住委員 上福岡市の奥住です。よろしくお願いいたします。

西村委員 上福岡市4号委員の西村幸久です。よろしくお願いいたします。

山口委員 大井町の4号委員の山口誠です。よろしくお願いいたします。

平岡委員 大井町4号委員の平岡とよ子と申します。今議会議員さんがおっしゃるような、納得できるものになるように頑張りたいと思っています。よろしくお願いいたします。

三上委員 大井町4号委員の三上です。よろしくお願いいたします。

久保委員 大井町4号委員の久保久次と申します。与えられた任務と一緒に頑張っていきたいと思えます。

小林委員 専修大学の法学部教授の小林です。よろしくお願いいたします。

篠崎委員 埼玉県西部地域創造センター所長の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 大変ありがとうございました。
それでは、引き続きまして事務局職員の紹介ということで、名前だけになりますが、紹介させていただきたいと思えます。
私の左手からですが、上福岡市から派遣されております袴田、それから篠沢、そして小林でございます。引き続きまして、

大井町から派遣されております森田、萩元、もう一人森田でございます。そして、私渋谷でございます。この7人でこの法定合併協議会の事務局を担当させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。大変失礼しました。

それでは、早速ですが、ただいまから議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、あらかじめ定めております法定合併協議会の規約第10条の規定に基づきまして、会長が当たることになっております。ご了承いただきたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願いしたいと思います。

会長（議長） それでは、議事に入る前に、会議の議事運営についてお願いがございます。

委員の皆さんには、大変お忙しい中ご出席をいただいておりますので、会議については建設的な意見をいただきながら、効率的に進行していきたいと思っております。

また、質問につきましては、お一人3回、そして一応予定として、終了時間4時30分ぐらいまでの予定であります。ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早速会議に入らせていただきたいと思います。会議は、会議資料の1ページにあります会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、報告事項として7件ありますので、これらについて事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局、よろしくお願いします。

事務局 それでは、恐れ入ります、会議資料の3ページをごらんいただきたいと思えます。

ここでは、報告事項の1としまして、上福岡市・大井町法定合併協議会の設置までの経緯及び設置に関する協議書についてご説明申し上げます。

両市町の法定合併協議会の設置に向けましては、平成16年、ことし6月21日付で任意合併協議会が設置されまして、以後9月11日までに6回の会議が開催されまして、法定合併協議会への移行が確認されました。これを受けまして、10月26日に両市町の臨時議会におきまして、法定合併協議会設置に係る議案が可決されまして、さらに翌27日に両首長によりまして取り交わされました、4ページにあります、設置に関する協議書によりまして、11月1日付でこの法定合併協議会が設置されたところであります。

続きまして、報告2に入ります。こちらは、この法定合併協議会の規約についての説明でございます。5ページ、6ページ

をござんいただきたいと思います。まず、主要なところのご説明になりますが、まず第3条の協議会の担任する事務でございます。この協議会は、次に掲げる事務を行うと定めております。これらの具体的な内容につきましては、報告事項の3のところでも説明させていただきたいと思います。

次に、第4条から第7条までの規定でございますが、ここはこの協議会の組織等の規定となっております。第4条に規定する協議会の事務所、これは会長市に置くとしております。これをもとにいたしまして、上福岡市役所の第2庁舎、本庁舎の真向かいにございますが、そちらの3階に事務所を構えております。

第5条第2項に定める委員の定数、それから第7条第1項第4号に定める学識経験を有する委員の選出につきましては、次の7ページにあります規約に関する協議書、ここで具体的に示させていただいております。

恐れ入ります、もう一度6ページをござんいただきたいと思いますが、第9条、第10条の関係でございますが、ここは会議の運営の関係でございます。会議の運営につきましては、第10条第3項に、会長が会議に諮り定めると規定しております。このことから、本日の協議事項になっております。後ほどご説明申し上げたいと思います。

そのほか第11条には事務局に関する規定を、また飛びまして第15条には財務に関する事項を規定しておりますが、いずれも会長が別に定めるとしてありますので、この後のご説明の中で説明させていただきたいと思います。

また、第16条には委員の報酬について定め、会長が会議に諮り定めると規定しておりますので、本日の後ほど協議事項になっております。

なお、第14条には協議会の監査委員について定めておりますが、監査委員は決算監査の段階で1市1町それぞれの代表監査委員にお願いする予定であります。

以上が報告2の内容でございます。

続きまして、8ページをござんいただきたいと思います。こちらの方では、報告事項3ということで、協議会の組織と役割についての説明でございます。本協議会の組織体制といたしましては、合議体としてのこの協議会のほかに、その事務を担当します事務局、そしてその事務局と連携して協議事項を行政サイドで調整する幹事会というものを置くこととしております。

9ページをござんいただきますと、先ほど規約のところでも触れました協議会の担任する事務の内容を具体的に示しております。また、その役割をフロー化しておりますので、後ほどござんいただきたいと思います。

以上が報告事項の3の内容でございます。

続きまして、報告事項4としまして、事務局の処務規程についてのご説明でございます。先ほど6ページにありました規約の第11条のところで、この事務局に関しては会長が定めるという形になっております。そこで、処務規程を定めたわけでございますが、この内容につきましては、事務局の所管事務のほか、職務権限あるいは文書や公印の取扱いといったものが盛り込まれております。一応共通した合同の執行執務機関ということでございますので、このような定めをさせていただいております。

次に、報告事項の5番目でございます。財務規程ということでございます。14ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましても、規約の中で触れておりまして、会長が定めるということでございますので、ここに財務規程として予算、それから収入支出並びに決算について規定をしております。

第2条では、予算は年度開始前に協議会の承認を得なければならないとしております。ただ、本年度におきましては、事前の承諾をいただくことは不可能でありますので、この第1回の会議に諮る形をとらせていただいております。15ページの一番下に附則というものがございまして、その2番目、第2項にその旨を規定しております。

そのほか、この財務に関し、この協議会の席で皆様のご承認をいただく事項としましては、第3条の第1項に補正予算というのがございます。それから、第8条第1項に決算ということで、この二つにつきましては、この協議会の承認を得る形をとらせていただいております。

以上が報告事項の5番目の内容でございます。

次に、引き続きまして報告事項の6番目、17ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、インターネットのホームページ開設及び管理運営要綱についての内容でございます。合併協議会に関する情報提供の一環としまして開設しますインターネットのホームページにつきましては、明日、16日付をもちましてオープンいたします。ホームページは、内容として協議会の概要、あるいは会議日程、それから協議会だよりなどの資料の関係、そして合併に関する質疑応答、そしてリンク集ということで、おおむね五つから構成されております。また、さらにそれぞれ細かい内容が見られることになっておりますので、任意合併協議会よりも、より充実した内容のものとなると理解しております。また、内容につきましても随時更新を行いまして、最新の情報を皆様に公開していきたいと考えております。

最後の報告事項になりますが、19ページをごらんいただきたいと思います。報告事項の7ということで、ここでは先ほど組織のところで触れました幹事会に関する規程でございます。幹事会につきましては、行政調整会議という形で、行政間の、要するに1市1町の、単位でいいます市町間の調整会議と同じ内容のものでございまして、ここでは第2条に規定しておりますが、協議会に提案する事項、その他合併に関する事項についてあらかじめ行政間の事務的な調整を行う、こういった組織であるということでございます。

構成につきましては、20ページに別表として示してありますが、両市町の企画担当部課長で構成しております。なお、協議会あるいは各行政、またこういった事務局がそれぞれ役割をこういった形で持ちながら、円滑に協議を進めていく体制として、このような組織をつくらせていただいたわけでございます。

以上が報告事項の7番目の内容でございます。

以上で、合併協議会の設置に当たっての経過報告、規約あるいは諸規程についての報告を終わらせていただきます。

なお、ただいまご説明しました、この7件の規程等につきましては、11月1日付で制定、施行しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

会長（議長）

ご苦労さまでございました。

ただいま事務局から、7点の報告事項について説明がございました。これらの点について、何かご不明な点がございましたらご質問を受けたいと思いますが、何かございますか。

塚越委員。

塚越委員

報告事項について、1番から7番までご説明がありました。が、何点か確認と質問をしたいと思います。

一つは正副会長の関係でございしますが、今回も任意合併協議会と同じように上福岡市長が会長で大井町長が副会長ということのようですね。これは第6条で協議して定めたので、既に決まってしまうわけです。それで、それに基づいて事務局長については処務規程第3条の2で、会長市町の中から上席と、派遣された職員から上席と。文書取扱いについても、処務規程の第6条の3で会長市町の例とするという形ですね。そうということで、任意合併協議会のときも、住民の中からも意見が出ていたのですが、上福岡市・大井町ということで、対等ということで進めていくということなのですが、表現されている状況からすると、事務局体制や文書の取扱いに至るまで、正副

会長と同様に上福岡市の例でやっていくという形になっていると、何となく大井町の住民からすると、上福岡市が主で大井町が従という、そういう立場が実務的なところからも非常にうかがえるという意見がありましたが、こういう点は、これらの提案をするに当たってどのように検討されたのか、そこはちょっと確認しておきたいというふうに思います。

それから、大事な点ですが、報告事項の③の中で、協議会の組織と役割の中ですが、担当事務の中で合併の是非も含めた1市1町の合併に関するすべての内容を協議する場であるが、具体的には規約で、①1市1町の合併に関する協議、②合併特例法第5条の規程による新市建設計画の作成、③1市1町の合併に関し必要な事項の事務を行うと規定するというふうになっていますが、この進め方として、2市2町の合併のときには小委員会をつくってやったり、また説明会や広聴会だとかと、そういうことも含めて入っていたのですが、今回はホームページはあるけれども、細かい作業を小委員会でやったり、また住民の意見を聞いたり説明したりするということがこの中に入っていないのですが、それはなぜそういう形にならないのか、ならないように提案したのか、そこのお答えいただきたいと思います。

それから、もう一つなのですが、上福岡市の方はわかりませんけれども、大井町においては島田町長が住民投票については法定合併協議会で検討したいというふうに公式に発言していますので、その発言からすると、今の報告事項の中に、住民投票の実施について何ら項目も入っていないということになりますので、これは島田町長の発言と矛盾した提案になると思うのですが、そここのところの説明をしていただきたいと思います。

以上です。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事 務 局 それでは、事務局の方からお答えできる内容につきまして申し上げたいと思いますが、最初に市と町との関係ということで、議事の進め方、文書の取扱いの仕方、それから市として進めていく上で、協議会を進めていく上での取扱い方針を上福岡市の例によるということで、いずれにしても主が上福岡市で従が大井町ではないかというふうなことで、こちら辺のどういう検討をしたかというご質問でございますが、一言で申し上げますと、市町間における事務サイドあるいは執行機関の首長サイドで一応協議した内容を、こういう形で決めさせていただいたということでございます。したがって、これが逆になるこ

とも当然考えられますので、これについてどうなるかということについては、一応一般的に会長市が、どなたになるか、またそれによってどういう事務の進め方が、効率的な事務の進め方ができるかと、そこら辺を考えてとられているケースとして、この市町の合併につきましても同様な考え方、方法を採用したということでございます。

それから、二つ目に小委員会等でこういった内容について、要するに担回事務の進め方ということでございますが、具体的な協議に当たっては小委員会でやらないと提案したのはなぜかというふうなご質問でございますが、一応与えられた条件の中で進めさせていただくということで、このような方式をとらせていただいたということでございます。

副 会 長

住民投票の件は、庁内での議論では、前回の例をとらえて法定合併協議会で実施するか否かの協議をしたということで、そこで法定合併協議会で議論されるでしょうということを申し上げてきたと。今回事務局、また首長間での話で、これは各構成市町で、それぞれで行うことではないかというような結論に至りましたので、今回の議題には載せておりません。

以上です。

会長（議長）

塚越委員。

塚越委員

はっきりしたところとしないところがあるのですが、市と町ですから、一般的な表記する場合には、市を先に町を後にということがございますが、初めに確認しておきたいことなですよ。事務局長さんも上福岡市からお出になって、文書取扱いも上福岡市の例によると。会場が、借りていて大変恐縮なのですけれども、会場もずっと上福岡市でやるということだと、何となく大井町の住民からすると、もう上福岡市の方に行ってやっているというような感じになってしまうのですが、これはやっぱり受け取り方なのですよ。だから、それはそうではないのだということをやっぱりきちっとしておかないと、今後の協議の進め方なんかでも、いろんな事例なんかでも上福岡市の例による、上福岡市の例によると、大井町の住民とすれば、やっぱり市と町が合併した場合の協議というのは、市を主として町はそれに従うのだという形に受け取ってしまいますので、これは最初の段階が肝心ですので、そこらをひとつはっきりしておいていただきたいなというふうに思います。

それから、小委員会や説明会、広聴会の問題では、与えられた条件の中でという事務局長の今の答弁なのですが、この与えられた条件とは一体何なのか。その説明をしてください。

それから、島田町長のお答えはわかりました。大井町の説明会や議会時点と、その後の話し合った内容で変わったと。したがって、大井町は大井町独自で住民投票については方針を決めて、やるかやらないかやっていくのだということは、それでいいのですね。それ確認しておきます。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事 務 局 １点目につきましては方針ということで、お話の中でそういうふうな、先ほど申し上げましたように、例えば上福岡市長が会長になるか、大井町長さんが会長になるか、こちら辺の違いから、当然事務運営する場合には、これはご承知のように共同の執務機関でございますので、その役所業務をここでとり行っていくわけです。そうしますと、いずれかの方式を採用せざるを得ないということがございます。そんな中で、たまたま上福岡市の方式をとることがベターだろうというような話の中でございますので、すべて一つ一つを取り上げて、これについてはどうだろう、これについてはどうだろうというふうな事務サイドでの検討はさせていただいております。したがって、上福岡市の方式、あるいは上福岡市に事務所を置くということが、すなわち主体的な、上福岡市が主体的だというような意図の中で決めたものではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、与えられた条件ということです。今この法定合併協議会につきましては、一つにはある期間までの検討をしていくという考え方が従前からとられてきております。それが年度内の事業、一応目安として法定合併協議会の一応検討期間ということでは、とりあえず年度の中での事業ということを一応念頭に置いてあります。その中で、期間的なもの、それからこれはここに与えられる人の関係もでございます。無制限にこの人数をこの協議会のために、必要な人数すべて確保されているわけではありません。しかしながら、最大限一応相互の市町の中で検討し、この枠内で何とかやっていきたいというような方針の中で人が配置されております。そういった人的な面。それから、当然大変言いにくいところでもありますけれども、予算的なところもでございます。そういったすべてを総称した中で、私は与えられた条件というような形で申し上げさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

塚越委員 上福岡市が主で大井町は従ではないという立場は、上福岡市が主体的で決めたということではないということで確認をさ

せていただきます。よろしくお願いします。

それで、年度内までにといい、与えられた条件ですが、そうするとやはりこういうきめ細かな決め方や協議の仕方、また住民が十分理解した上で決めていくということが、時間的に極めて制約されていくのではないかなと思うのです。大井町では、住民アンケート調査を役場で実施したところ、3月までにといい回答をした方は全体の12%にとどまっているわけなのです。総体的に少数意見だったわけです。期間の問題について、大井町ではこういう少数意見の支持しかないその期間を採用するということ、島田町長はそれでよしということを決断したということになると思うのですが、いずれにしても県内で見てもこれだけ短期間にやるというのは異例中の異例ですので、そのこのところについての説明をきちんとしていないと住民は納得できないのではないかなと思うのです。いろんな刊行物もここに出てきたようですが、なぜ3月までにそんなに急いで、住民に説明したり意見を聞いたりする間もなく進めなければならないのか。また、進めようとするのか。そのこのところがどういう考え方なのか。何か知事は、早くできるというモデルケースで、何か期待しているような発言をしていましたけれども、そういうものでもないと思うのです。そのこのところは明確に示すべきではないでしょうか。

住民投票については、結局この法定合併協議会ではやらないということなのですが、そうすると住民投票を構成団体が実施した場合、そのこととの関係ではこの法定合併協議会は一切関与をしないという、関知しない、左右されないということも含めてだと思えます。その関係がどうなのか、そこも言っておきませんと、個々に行うこととするまではいいのだけでも、行って、こととの関係がどうなのか。最初が肝心ですので、はっきりしておいていただきたいと思います。

会長（議長） 事務局でどうぞ。

事 務 局 大変失礼しました。

まず、3月までという、なぜ3月までにといいことでございますが、一応考え方としては二つございまして、一つにはご承知のように合併特例法の期限が来年の3月までで切れます。現制度内での一応市町村合併を現在検討させていただくということでございますので、そういった面で来年の3月ということが一つの目安として考えておく必要があると、その辺が1点あるということでございます。

もう一点は、当然のことでございますが、一つのこれは合併についての検討、協議ということで、大きな事業でございます。

そういった面からすると、当然そのかかる経費ということを考えますと、年度内、単年度主義ということになりますと、3月までが一つの目安として、この事業計画を立てておく必要があるだろうということで、そこら辺のことがありまして、先ほど一応3月ということをお願いしたわけでございます。

それから、もう一点の住民投票の関係でございますが、これにつきましては先ほどお答えさせていただきましたが、基本的には各市町で行うものと。その中で、それぞれの市町での議会、あるいは住民の考え方が、当然その中で一応議論されて制度化するか、あるいはなおかつその実施に向けての検討とか、あるいはそれを実施いかんということが問われていくものと理解しております。したがって、この中では、事業としては計画していないということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

会長（議長） ほかにございませんか。
野溝委員。

野溝委員 私の方からは、報告事項の6項目め、上福岡市・大井町法定合併協議会のインターネットのホームページの開設及び管理運営の要綱につきましてお尋ねさせていただきます。

この任意の協議会のときにも、インターネットを通じて傍聴等に来られない方々に協議の情報を提供していたわけでありましてけれども、参考にそのときこういったアクセスがあって、どのようにその成果が得られていたのかを、まず1点目ご報告いただきたいと思います。

そういった中で、今回は法定合併協議会ということで、より審議の内容は濃いものがあるわけでありまして。であればこそ、よりリアルタイムにそういった内容をお伝えしていくためには、絶えずページの書きかえというのは必要なわけでありまして、そのようなことがしっかり対応できていくような運営要綱になっているのかお尋ねいたします。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 ホームページの関係でお答えいたします。

任意合併協議会のホームページにつきましては、1日当たり大体50件アクセスありました。大体7月中に開設をしたのですけれども、今6,000件ほどになっていると思います。ホームページにつきましては、会議ごとの会議資料と、あと会議録ということで、すぐに載せるようなことではやっておりますが、反訳の方が契約上1週間というのがございますので、その反

訳が上がり次第内部の決裁を受けまして、逐次更新をかけているというような状況であります。法定合併協議会につきましても同じような形式で、情報につきましてはなるべく早く更新をかけていくというような形で考えています。

以上です。

会長（議長） 野溝委員。

野溝委員 こうして協議していることの我々の発言も、最終的には反訳が上がらないことにはページの更新にならないのはよくわかります。なるべくその反訳会社の方を急いでいただきまして、一日も早くこうした協議が1市1町の住民の皆さんに提供できるようなホームページの運営をお願いしておきたいと思います。

会長（議長） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ございませんか。

では、ないようでございますので、次に会議次第の5、（2）の協議事項に入らせていただきます。21ページをごらんいただきたいと思います。

協議事項の1の上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程（案）について協議をお願いしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、恐れ入りますが、会議資料の21ページをごらんいただきたいと思います。協議事項の1ということで、本法定合併協議会の会議運営規程（案）につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、規約、先ほど6ページにございましたが、この規約の第10条第3項の規定に基づきまして、会議の運営について必要な事項を定めるということでございましたので、それに基づきまして定めるものでございます。

第2条のところをごらんいただきますと、ここでは会議の原則公開と、それから会議の運営に際しましての基本方針について規定しております。

第3条は、会長と委員の責務、そして第4条は会議関係者の出席と意見聴取についての根拠規定を示してございます。

また、第5条は会議の表決方法といたしまして、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を決するという内容でござ

います。

また、第6条につきましては、会議録の調製等につきまして、そして第7条は会議録の公開につきまして規定しております。

続きまして、第8条から第17条までの内容でございますが、これにつきましては会議の傍聴についての規定でございます。まず、第8条では会議は傍聴することができるとした上で、第9条、傍聴人の定数ということで、傍聴者につきましては一般傍聴人と報道関係者との二つがございますが、二分しておりますが、一般の傍聴者の定数につきまして、50名ということで示させていただいております。

第10条、第11条につきましては、傍聴に関する手続を定めております。傍聴は、会議開始の15分前ということで本日も取り扱わせていただきましたが、この会議開始の15分前までに傍聴人を確定する形をとらせていただいております。

23ページのところをごらんいただきますと、第12条、ここには傍聴席に入ることができない方の規定がございます。これは、どこでもとられている内容でございますが、一応こういった規定を設けさせていただいております。

それから、第13条でございますが、こちらの方には傍聴人の遵守事項、以下第14条から第18条までは傍聴人の制限や規律について定めております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。

ただいま協議事項の1、上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程（案）について、事務局から説明がございました。この案について、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員

先ほど会長が会議にご協力をお願いしたいということで、発言は3回というふうに言っておりましたけれども、質問は3回ということを書いておりましたが、しかしこれはその中でも10万人の圏域の代表として十分に論議をするということが前提でございますから、そういう意味では3回というのは、やはりいかなものかと思います。まして、ここにはそういうことは書いてございせんし、そのことは取り消していただいて、十分に民主的に論議ができるように会議を運営していただきたいのですが、ここには書いていせんが、どうでしょうか。

二つ目は、表決のところ、「議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め」というふうになっておりますが、この中で議長は、そうすると表決に入らないということで確認をさせ

ていただきます。

第7条の会議録が確定した日後に会長が定める方法、これは一体どういうことを示しているのか。

第9条、2の50人以内とするのは、法定合併協議会でございますので、少し少な過ぎるというふうに思いますが、この点について、今までの任意合併協議会ではどのくらいの傍聴者が最高だったのか。それから、これを広げるとするとどのくらいになるのか。傍聴に来ていただけるというのは大変ありがたいことでございますので、全員が傍聴できるようにしていただきたいのですが、どうでしょうか、伺います。

会長（議長）

私の方で申し上げました、1回の質問に対して3回までを、一つの質問ですね、お願いしたい。これは、できれば委員全員の発言を求めたいというふうなことから、公平にしていくためには、ある時間帯あるいは回数を制限して、一人でも多く発言をしていただく。1人だけが多くの発言をするということではなく、ご協力をいただきたいと、こういうことでありまして、一つの質問に対しての3回まで。これは、二つ目の質問をしてはいけないということではございません。ただ、手順よく委員全員の発言を求めたいということが議長としての役目で、そのようなご協力をお願いしたい、こういうことでございます。

事務局。

事務局

それでは、議長の表決権でございますが、合議主体の機関でございますので、基本的には会長については、会長と委員という考え方がこの制度の中ではとられておりますので、会長はむしろ提案者側に立つということになりますので、表決権は基本的にはないと。ただ、最終的にこれが可否同数の場合ということになった場合に、その会長の決する分については、一般の会議と同様な取扱いがなされるかと思いますが、基本的にはそのように理解しております。

それから、50人以内とするところの考え方でございますが、おっしゃいますようにせっかくお忙しい中來られるわけですので、本来ですと全員の方に傍聴いただくのが筋だろうと。これは、そのように私どもも思いますが、しかしこの規定については現実的な内容を示す規定でございます。その内容といいますと、現実的なというものは、実際に会場によってある程度入れる人数が異なるという形になってしまいますと、いろいろと会議運営上も混乱が生じてまいります。こういったことがないように、ある程度会場の広さを最大限想定した中で、座席数を制約させていただいたと。それは、逆に言えば会場の混乱を避けるためにこのような定め方をさせていただいたということ

でご理解いただきたいと思います。

〔「会議録」と言う人あり〕

事務局

失礼しました。

会議録の公開ということでございますが、この会議録につきましては、各市町の情報公開のコーナーあるいは公民館や、あるいは場合によっては図書館等の、いわゆる一般市民の方が供覧できる場所に備えつけさせていただくということで、大体会議終了後二、三週間のうちには今までもお届けさせていただいておりますので、その方向で今後できるだけ早い時期に公開したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長（議長）

山川委員。

山川委員

一人でも多くの人に発言をしていただきたいというのは、当然なことだというふうに思います。しかし、質問を3回にして、これを制限するというのは、そういう意味でいうと広く意見を聞くということとはちょっと反すると思うのです。ですから、ご協力ということですから、なるべく簡潔にお答えが出て、質問をするという形をとりたいと思いますが、どうしてもわからない場合には、やはりこれを、回答を保障していただきたいというふうに思います。

それから、50人以内ということですが、これは同じフクトピア、全部会場がフクトピアに今のところ予定されております。そうしますと、会場が変わったら困るからというのは、ちょっと理由にならないかなというふうに思いますし、また私が見ても50人以上は入れる会場ですので、ぜひご努力をいただきたいというふうに思います。

以上です。一番初めだけお答えください。

会長（議長）

私の方で申し上げているのは、お一人だけの意見を聞くのが委員さんではないのです。ですから、公平に発言をしていただく。発言のない場合、あるいは角度を変えた発言ということであれば、これはまた3回が認められるわけですから、繰り返しという意味を申し上げているので、実質的な各委員さんの立場も理解しながら、お互いがしっかりとした発言をしていただくということが目的でございますので、先ほども言いましたようにご協力をお願いしたい。

どうしてもわからない部分があれば、それはやむを得ない部分があります。ただ、発言者がいる場合、ほかにも発言者がい

る場合は3回でお願いしますよと、こういうことにご理解を
していただければいいと思います。

鈴木委員。

鈴木委員

運営規程の中の第10条、これは原則公開で、できるだけ多くの人に傍聴してもらうというふうな手続がやっぱり必要だというふうに思うのですが、ここで住所、氏名、年齢を記入しなければならないということの根拠は一体何かということを示していただきたいと思います。

さらに、第15条、職員の指示というのがあります。この職員というのが、果たしてだれなのかが明白ではありません。法定合併協議会のこの場であれば、議長の権限にこれは属することではないかというふうに思います。これは、「議長の指示に従わなければならない」というふうに改めるべきではないでしょうか。

会長（議長）

事務局、どうぞ。

事務局

まず、傍聴の際の第10条、22ページにございます第10条、この会議の傍聴の届け出に記載すべき事項ということでございますが、まず基本的には、これは私ども強制はしていないということでございます。ただ、傍聴していただくからには、私ども傍聴していただく方々が、どんな方々が傍聴していただいたのかということでは、できれば例えばどこに住んで、上福岡市のこういう、1市1町になりますと、大井町の方が多かったのか、上福岡市の方が多かったのかということもございます。

それから、そこには年齢ということでは、これはもちろん強制ではございませんが、どのぐらいの方が来られたのかと。その辺は傍聴記録ということで、一応統計的なところを、とらえ方をさせていただくということが前提にあるものですから、このようになりたい方をさせていただいております。

それから、職員の指示ということでございますが、基本的には制度の中ということで、このようになりたい方はさせていただいているわけですが、この制度そのものが、この会議運営規程の中で、この職員というのは基本的には皆様の手となり足となりというところで会議が円滑に運営できるような側面からの一応お手伝いもさせていただくということもございますので、それを一つ一つ長の権限ということにせず、そこに当たる職員の限られた、選ばれた職員が来ておりますので、その職員のいわゆる指示ということで、この中でまとめさせていただいているわけです。

以上でございます。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員 何かそうすると、住所や氏名、年齢のデータをとりたいというようなお話でしたけれども、そのデータはだれが、どんな目的で、何のために活用するのかを明らかにしていただきたい。
それから、その職員の指示というふうなことの問題ですけれども、職員とはだれなのか。どのような権限の範囲をもって、要するにその傍聴に来た市民の方に指示をすることができるのか。これは全く明確ではありませんので、そこを明確にお話しいただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 だれが何のためにということでございますが、私どもやはり行政から求められる情報には、きちっとできる情報については、それは情報提供させていただきたいということでございますので。とかく役所といいますと、議員さん方からそういうふうな質問がよくございます。したがって、経験則上からそういうふうなことをさせていただくということでございますので、これをもってどこに提供するかということではなく、一応備えておく情報ということでございますので、よろしくお願いします。
それから、職員ということ、どの職員ということでございますが、先ほどの規約にもございますように、事務局に職員を置くということになっておりますので、その職員を指しているわけでございますので、よろしくお願いいたします。

会長（議長） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ございませんか。
それでは、ご意見がないようでございますので、協議事項１、上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程（案）についてお諮りをしたいと思います。
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） ありがとうございます。
挙手多数であります。

それでは、協議事項１、上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議事項２、28ページをごらんいただきたいと思います。協議事項２の上福岡市・大井町法定合併協議会委員等の報酬等に関する規程（案）について協議をお願いいたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、大変恐縮ですが、資料の28ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは、協議事項の２といたしまして、本法定合併協議会の委員等の報酬等に関する規程について、案を示させていただきました。これにつきましては、規約の第16条の第２項という規定がございます。6ページにございますが、その規定に基づきまして定めようとするものでございます。

委員さんの報酬の額は、ここでは第２条にありますように、日額6,800円ということでご提案させていただいております。

なお、費用弁償につきましては、会議出席の際の従前支払われてきた定額の支給、定額の費用弁償につきましては支給する規定がございませんが、出張した場合には旅費を支給するという規定をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。

ただいま協議事項２、上福岡市・大井町法定合併協議会委員等の報酬等に関する規程（案）について、事務局から説明がありました。この案につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。ございますか。

山川委員。

山川委員

伺わせていただきます。

日額6,800円とする、その根拠というのを教えていただきたいと思います。

会長（議長）

事務局、どうぞ。

事務局

日額6,800円の根拠ということでございますが、これは上福岡市の非常勤の特別職の報酬が、日額で支給されている方につきましては、この6,800円という形になっておりますので、この額と同等の額を案として示させていただきました。よろしく

お願いいたします。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 今後の歳入歳出の予算に絡んでくるわけですが、先ほど事務局がおっしゃったように予算との関係もあるので、十分な時間の保障というのは予算との関係もあるのだとおっしゃっていたわけですから、この日額を下げて、そして十分に論議ができるようにするということも必要だと思うのです。そういうまた上福岡市の例によるというようなことも、やはり大井町ではどうなのかなというふうに思いますし、そういう意味では、予算がないというのであれば、やはり外から見えられる方や市民の方は、やはり大変だというふうに、半日ですか、半日ご苦労いただくわけですから、仕方がないと思うのですが、議員とか特別職の方なんかは、やはり引き下げるべきだと思うのですが、私はこれを引き下げて、審議の期間を保障してほしい。予算がないというのであれば、そういうふうにしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

会長（議長） それでは、申し上げます。

これは、協議会そのものの各市町のやっぱり規定というのがあります。そういう規定の中で、実は大井町の委員さんは200円安くなるということでございます。7,000円の支給になっているそうです。ですから、上福岡市に準ずるということは大変申しわけないと思っておりますが、200円支給が下がります。その点をご理解いただきたいと思いますと思いますが、これはある意味で、各市町のこの条例で定められた範囲でやっています。ただ、低い方をとらせていただいておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

山川委員。

山川委員 低い方をとっても、実際には予算が足りないというのですから、あと何回かできるように、これ半分にすれば倍の会議ができるわけですよ。そういうふうにしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

会長（議長） それでは、私の方からお答えいたします。

これはお金の問題ではなくて、中身の問題だと思っていきます。それと、この報酬を受ける方々は限られて、この中で全員が受けているわけではございません。受けられる方と受けられない方がおります。だれとは申しませんけれども。そういうことで、ひとつお力添えいただきたい、ご協力をいただきたいと

思います。
ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ほかにないようでございますので、お諮りをいたしたいと思います。
協議事項２、上福岡市・大井町法定合併協議会委員等の報酬等に関する規程（案）についてお諮りをいたします。
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
協議事項２、上福岡市・大井町法定合併協議会委員等の報酬等に関する規程（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
続きまして、協議事項３……

〔「暫時休憩してください」と言う人あり〕

会長（議長） はい。休憩いたします。

午後３時１５分休憩
午後３時２５分再開

会長（議長） それでは、再開をしたいと思います。
先ほど休憩前に、上福岡市・大井町法定合併協議会委員さんの報酬に関する規程の中で、総員挙手ということで、先ほど多数というふうに申し上げましたが、総員でございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。
続きまして、協議事項３、それでは引き続きまして協議事項３の平成１６年度事業計画（案）及び上福岡市・大井町法定合併協議会平成１６年度歳入歳出予算（案）につきまして、ともに関連がございますので、一括で協議をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。
事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 それでは、委員会資料の２９ページをごらんください。協議事項の３点目でございます。平成１６年度事業計画（案）及び平成１６年度歳入歳出予算（案）についてご説明を申し上げます。

まず、29ページ、法定合併協議会の事業計画（案）ですが、今年度中には、来年の3月までということになりますけれども、6回の協議会を予定してございます。表にございますように、本日11月15日、これの第1回会議から、1月の第5回会議までの5回、この5回で合併協定項目の協議、新市建設計画の作成、財政計画の作成を行いまして、委員さんのご承認、ご審議をいただく予定となっております。承認をいただいた場合につきましては、両首長によります合併調印式を計画してございます。本年度最終の第6回会議では、事務事業のすり合わせに向けました合併準備組織の設置方法をご確認いただくとともに、法定合併協議会で行う事務をすべて終了するという予定になってございます。

また、この表では法定合併協議会での協議内容となっておりますが、協議会の会議以外の事業といたしましては、欄外、その他とございますように、合併協議会日より、これは12月1日から毎月1回、上福岡市の広報「コスモス」、大井町の広報とあわせて全戸配布を予定しております。

また、インターネットホームページも、先ほどご説明させていただきましたが、明日開設の予定でございます。ここでは、会議の結果、会議資料の公開、今後の予定など最新情報を随時更新することとしております。

また、その他の周知啓発活動とございますが、本日最後の協議事項にございますけれども、新市名候補の募集というのを提案してございます。その協議事項ご了解がいただけた場合につきましては、チラシですとかポスターの作成、また協定項目であるとか新市建設計画がまとまった場合につきましては、啓発用のチラシの作成などを考えてございます。

また、この表の中では、右の協議内容でございますが、とりあえず現段階での予定を示しておりますけれども、先ほどの報告事項で幹事会規程のご説明をさせていただきましたが、協議事項を提案するに当たりまして、行政調整及び幹事会での調整が必要となりますので、協議内容につきましては提案の順番等に変更が生じるということをご理解をいただきたいと思います。

続きまして、30ページからが歳入歳出予算（案）となります。平成16年度の予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,000万円としております。

1枚めくっていただきまして、大変縦横になりますけれども、第1表でございます。歳入関係でございますが、こちらにつきましては、上福岡市、大井町ともに1,000万円の負担金となります。これは、合併協議会の規約第12条の「協議会に要する経費は、1市1町が均等に負担する」という規定に基づい

ているものでございます。

続きまして、歳出の予算案、32ページでございますけれども、まず事業費と総務費と大きく分けさせていただいております。事業費の関係では、会議費、会議に係る委員報酬として、先ほどの事業計画で予定されている6回の会議、さらに臨時用の1回分として計7回分の報酬を計上してございます。また、会議録、反訳でございますが、その印刷製本費としての需用費、また本日もセッティングをしておりますけれども、マイクの手配、会議録の作成のための役務、看板の作成費等々の会場使用料を計上してございます。

続きまして、大きな項目、調査研究費とございますが、こちらにつきましては、2市2町の協議会同様新市建設計画が作成された場合につきましては、その印刷製本費として600万円を計上してございます。成果物といたしましては、新市建設計画の内容、あるいは合併協定項目の概要を概要版として作成いたしまして、1市1町の全戸配布を予定しております。さらに本冊ということで、成果本を500冊程度印刷する予定であります。これらの編集であるとか、印刷に係る費用ということになります。

次に、広報広聴費でございますが、先ほど啓発チラシお話をさせていただきましたが、新市名の応募に係るチラシですとかポスターの印刷に係る、また周知啓発に係るチラシ等の作成の需用費が150万円、また合併協議会だより、これは年というか、今後6回予定しておりますが、その費用として300万円を計上してございます。そして、委託料としましては、ホームページの作成に係る費用ということで、これはすべて委託するというのではなくて、デザインであるとかコンテンツ、なかなか職員では難しい部分については委託をさせていただきたいということで50万円の委託料を計上してございます。

また、大きな2点目として、これは総務費になりますけれども、こちらは合併協議会全体を運営する、あるいは事務局を維持するという経費になってございます。まず、時間外勤務手当というのは、職員が夜間であるとか土日に勤務した場合の手当として、次の法定福利費、賃金、こちらは非常勤嘱託職員、つまり臨時のパート職員を雇用した場合の、現在は雇用しておりませんが、雇用した、必要となった場合の経費を計上してございます。これらは、決められた期間の中で協定項目であるとか建設計画をまとめることに伴い、予定される経費ということでございます。

次の需用費では、会議資料を作成するための消耗品代であるとかプリンター、コピー機などのインク代、そして事務所を維持するための消耗品代を消耗品費として、また会議資料を印刷

する場合の印刷製本代を需用費として計上してございます。

また、役務費、12番になりますけれども、こちらでは電話の通信料ですとかファクスの使用料、またインターネットの通信料などを通信運搬費として、またホームページ開設に係るプロバイダー加入料を役務費として計上してございます。

最後に、事務機器借上料ということで、パソコンですとかプリンター、コピー機などの借上料を計上してございます。

以上の経費に予備費を計上して、計2,000万円の歳出予算（案）となっております。

これで、協議事項の3、平成16年度事業計画（案）及び平成16年度歳入歳出予算（案）の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長（議長）

ご苦労さまでした。

ただいま協議事項3の平成16年度事業計画（案）と平成16年度歳入歳出予算（案）について、事務局から説明がございました。この案について、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

野溝委員。

野溝委員

野溝です。ただいまご説明いただきました事業計画（案）並びに歳入歳出予算（案）につきまして、ご質問させていただきます。

今回の予定では、本日の第1回から3月の第6回までということで、計6回であります。前回我々2市2町の合併の法定合併協議会でいろいろ協議を重ねてきておりますので、一部はそういったものを使いながら、今後の新市建設計画とか、いろんな部分で作業は比較的短時間でもやれる部分もあるかと思っておりますけれども、上福岡市と大井町との合併ということでございますので、より協議の内容を新たな角度からしなければならない問題もあるかと考えます。

そのようなことから、限られた時間ではありますので、我々も12月議会あるいは3月議会もあるわけでありまして、もう一回ほどぜひ開催をふやしていただきまして、協議の場を与えていただければなと、このように思うわけであります。

なお、予算につきましては、1回当たりどのくらいの経費がかかるのか、このところではなかなかわかりませんので、当面予備費を充当していただいて対応していただき、そういったものが確定した段階で補正予算を組んでいただければよろしいのかなと、このように考えておりますが、いかがでしょうか。

会長（議長）

事務局、どうぞ。

事務局 ただいま事業計画（案）で示させていただいている内容というのは、先ほどご説明させていただきましたように、現法制度の中での合併協議ということで考えてございまして、今お話ございましたように12月の議会等非常に日程を組むのが、まず一つは困難な状況というのが一つございます。ただ、委員さんの皆様のご了解が得られて、もう一度ということであれば、それはこちらの方で日程調整をさせていただきますが、どの時期にどの段階でというのも、ひとつご意見がございましたらいただければというのもありますので、ひとつ教えていただければと思っております。

会長（議長） 野溝委員。

野溝委員 協議内容も先ほどご説明がありましたとおり、必ずしもこの内容で進むとも限らない部分もあるとの説明でございましたので、そういう状況を踏まえながら、内容的にどこの部分で追加をして、よりよい質疑をしなければならない、協議をしなければならない時期がございましたらば、私どもとしては何も平日でなくても、土曜日でも開催はお受けしたいと思いますので、事務局の方でその辺はよく検討していただいて、ご提示していただくのもよろしいのではないかなと思います。

会長（議長） 今の1回ふやす、ふやさないという問題につきましては、ほかにももしご意見があったらご意見を伺って、その結果をひとつまた調整をさせていただければいいのかなというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

野溝委員 はい。他の委員さんのご意見もぜひお伺いしていただいて、進めていただければと思います。

会長（議長） 今野溝委員さんから、1回ぐらいふやせないかという提案がございました。その件につきまして、ご意見がありましたら、ひとつお願いしたいと思います。
能登委員。

能登委員 私も今野溝委員さんがおっしゃるように、やっぱりもう少し協議会をもう一回ぐらいふやして、慎重審議する姿勢というのは必要だろうと。そういうようなところから、これは先ほど執行部の方から話がありましたけれども、そちらの方から、委員さんの方からご提示という話がありますけれども、実際上のところでこの中でこの部分に、執行部の方としてこの部分だけは

しっかり詰めておきたいという項目があると思うのです。その項目について、いろいろと委員さんの意見を多目にとってお聞きしたいという考えがあれば、その時期を選んで、やっぱりもう一回ふやすべきであろうと、私の方もそういうふうに感じます。

会長（議長） ほかにございますか。
西村委員。

西村委員 基本的にはこの案で進んでいって、討議だとか審議の状況によってプラスするという方向で進んだらどうかと。最初から1回ふやせというのは、どうもちょっとぴんと来ないという感じがあるのですけれども、私としては議論の進行を見てということをご提案申し上げます。
以上です。

会長（議長） 岸川委員。

岸川委員 私も、協議を早く本来の財政計画ですとか新市建設計画事業ですとか、あるいは基本的な協定項目の方に早く審議を進めて、その進捗状況によってということであれば理解できますけれども、今の経費節減等、財政計画の問題も多々あるわけですので、この案で早く進行した方が、よりベターではないかというふうに判断いたします。

会長（議長） 田中委員。

田中委員 私も全く同じ考えなのですけれども、これから始める前に1回ありきという形はいかなものかと。やはり、これから内容に関して具体的に質疑がされていく中で、当然意見が伯仲してまいれると思います。そういう状況を見ながら、必要であれば当然皆さんにお諮りをいただいてふやすということも、これも可能かと思しますので、頭からそういう形で決められるのはいかなものかなと。1回という根拠が、私としてはちょっと理解できないということでございます。

会長（議長） ほかにございますか。
大石委員。

大石委員 大石です。その前にちょっと質問を、今のとちょっと絡むものですから。よろしいでしょうか。

会長（議長） はい。

大石委員 平成16年度の事業計画（案）、第3回12月、基本的な協定項目（合併の期日、事務所の位置及び新市名）で、その基本的な協定項目がこの後協議されるわけなのですが、この事業計画で第1回はこれですよというものですから、今はちょっと聞いておかないと、後の方との整合性が保てないから質問をするわけですが、一つの例です。

48ページ、名称選定のスケジュールがありますね。書いてありますよね。新市の名称選定のスケジュール、第1回会議、本日ですね。11月15日、基本方針を決めましょうというのがここでの。名称の選定スケジュール、それから新市の名称の候補募集と選定方法という中で、事務局さんがいろいろされる、検討組織もできる。ブロックダイヤグラムの一番下にある第4回の会議、1月12日、新市の名称決定とあるのですね。

前に戻ります。今やっているところですね、協議しているところ。基本的な協定項目、この中で合併の期日、事務所の位置及び新市名と書いてあります。もちろんこの法に定められた基本的な協定項目なのですが、それが1月という。1月には、法に定められた協定項目（議員の特例、農業委員会委員の特例）、こういうふうになっているのですね。どちらなのでしょう。どちらのときにやるのですか。1月12日に決定しますよと。12月のやるのはいつでしたかね、一番最終の、ここのところに日程ありますよね。12月20日、このときに提案は、もっとその前にされるはずですよ。新市の名称の募集は12月1日からやるわけですから。ここでは、12月の第3回で決定するような感じなのだけれども、この辺はどうなのですかという、まずこの質問をさせてください。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 まず、事業計画（案）と、この後提案させていただく新市名の関係でございますけれども、基本的には第3回の会議までに、その基本的な協定項目でございます合併の方式、事務所の位置、新市の氏名、そして合併の期日というのを、おおむねの了解をいただきたいというのがございます。というのは、その後、先ほどご意見ございましたように、第4回、第5回というのは新市建設計画の協議であるとか、財政計画の協議という非常にタイトな厳しい内容のものが入ってきますので、その前にこの大きな枠は決めておきたいというのがございまして、第3回までということでございましたけれども、この事業計画（案）を提案する前に新市名をご提案している形ではございません

ので、新市名の公募をするという、このやり方についてご理解をまずはいただかないと、この事業計画がなかなか立てられないというのがございました。

というので、この事業計画はまだ新市名についてご協議をいただく前ですので、努力規定として第3回までにこの新市名については方針を決定させていただきたいということでございますけれども、本日提案させていただきますのは、後ほどの協議事項ですけれども、公募をさせていただきたいと。公募をするためには、本日の会議でご了解をいただきませんと、12月1日号の広報に間に合わないというのがございますので、若干ここに矛盾というか、書き方については難しいところ出てきてしまいましたけれども、基本的には第3回の会議までに、この基本的な協定項目は決定をさせていただきたいと。最終的に決定するのは、その第4回、協定項目は第4回までにすべて、こちら辺の議員さんの特例であるとか、農業委員会の委員の特例もございますけれども、第4回までに合併協定項目はすべて固めるという方針の中でやらせていただいております。ですから、この第4回までにはすべては、先ほどの新市名もご提案をさせていただいているという形でございます。よろしくお願いいたします。

会長（議長） 大石委員。

大石委員 大体わかりました。

したがって、この事業計画の、右側に書いてありますね、第1回、第2回、第3回、第4回、協議内容、今一つの例として新市名のあれを挙げたのですが、そうすると方針はきょう決めるのはわかっているのですよ。きょう決めないと間に合いませんから。事務作業もあるし、12月1日から公募するわけですから。そうすると、この12月の段階で基本的な協定項目の括弧書きしているところ、当然この日もやるけれども、最終的に決定するのは1月12日ですよということでよろしいのですか。

事 務 局 新市名につきましては、検討組織を新たにまた立ち上げさせていただくことになっておりまして、それは提案でございますけれども、最終的には1月12日に決めさせていただければと考えております。

会長（議長） よろしいですか。

それでは、ちょっと議長の方でまとめたいと思います。
先ほどの意見に戻って、一応1日プラスするという意見と、

それから審議の流れによってふやせばいいではないかという二つの意見が今出ています。この意見に対しまして、賛否をどうのこうのではないのですが、どう取り扱っていくのかということちょっと皆さんの方から、委員さんの方からご提案をいただいて、選択をしていくような形になるかと思うのですが。それにまつわるご質問ですか、塚越さんののは。

塚越委員 まだほかにあります。

会長（議長） ほかではなくて、今それをちょっと決をとっていかないと話がまとまりませんので。

塚越委員 決のとり方。

会長（議長） 決のとり方は、余りしたくないのですけれども。

塚越委員 いや、それだけではないから。

会長（議長） ですから、一応日程の方を先に。

塚越委員 日程について。

会長（議長） 質問が出ていますから、そのように今お諮りをしているのですが。

山川委員 日程のことで質問がある。ちょっとわからないことがある。

会長（議長） 今質問はいいのですけれども、その前に一応ご提案をいただいていますので。

大石委員 だから、要するに会長、中身の協議内容がどういうスケジュールでいくかがわからないと、あと1日足りるのか足りないのかわからないと。したがって、質問させてくださいと私は先ほど言ったわけですよ。

会長（議長） いや、だから……

塚越委員 だから、もしそういうのがあるとすれば、ただしだらだらやってもしょうがないわけだから、これは。そのことに関連してどうなのかということだったら、私はいいと思うのですよ、質問も。そういうことでお願いします。

会長（議長） ちょっと待ってくださいね。中身をちょっと整理をしておきたいのですが、今は1日プラスしてくれという意見が出ています。それからもう一点は、審議をしながら、必要であればそのプラスしていけばいいだろうという意見が二通り出ています。この意見について、どちらを選択するのか。方法として、選択方法をちょっと皆さんにお伺いしているのですが、審議の中身につきましては、それは当然1日ふえれば、また違った審議の中身が出てくるかと思うのですけれども、それ以前に一応の案として、そういうあれは、では全部審議終わってから決めればいいよということであれば、それはそれでいいのですけれども、今皆さんからいただく意見ですよ。この時点での意見をいただいてからやればいいよというのであれば、それはそれでまた整理していきますけれども、現状では先の中身が云々とか何とか以前に、その問題がまず出てしまいましたので、その辺をちょっと整理させていただきたいと思うのですが、どういうふうにしたらいいですか。これは、一つ延ばしてくれと。これは……中身でいいですか。

〔「はい、中身です」と言う人あり〕

会長（議長） 岸川委員。

岸川委員 とにかく1日……例えば仮に今の段階で1日ふやして、ではそれでいいのかと。また1日、もう一日ふやさなければいけないかと。とにかく早く財政計画だとか新市建設計画の事業の、その中の議案に入った方がいいと思うのです。その上で、本当に日にちが必要なのかどうかというのは見きわめがつくのであって、要は6日でいいのか7日でいいのか8日でいいのかというのは、今の段階ではわからないわけですから、とにかく今のこの事務局全精力挙げてつくっていただいたものについて、この計画に基づいてやるというのが今の段階のベストではないかというふうに思いますので、この原案で賛成の挙手で、賛成なら賛成を進めていただきたいと思いますけれども。挙手かどうかは別ですよ。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 私は、こういうような事業計画（案）が提案されたことが極めて遺憾だというふうに思うのです。さっきもあったのですけれども、とにかく住民の理解と納得を得るための審議が尽くせるとはとても思えません。やはり行政として必要な説明責任はきちっと果たすべきだろうというふうに思うのです。事務局が

つくったものを説明して、多少意見言って、それでどんどん決めていくということだと、やっぱりこれは協議会ですから、協議するところでもっと慎重に検討していくということが大事ではないかなと思うのです。この日程でいくと、本当に一、二回ちょこちょこっとやって、ほぼ決まっていくと。こういうことで、市町村の合併という大きな問題が決められていいかどうかという点については、とても住民の合意が得られるものではないと思います。したがって、もしこの期間内にどうしても考えるのであれば、それは夜間でも土曜でも日曜でもやるぐらいの決意がやっぱり必要だと思うし、もし通常の日程でやるのだったら、3月にこだわらないぐらいでやるぐらいのことが必要ではないかなと思うのです。

だから、1日プラスするとかというのが今出ましたけれども、とても私は1日プラスでは足りないと思うし、ここに決めたことについても2市2町であったから、それを使えばいいのではないかという意見や考え方があるでしょうけれども、あるいは極めて不十分だということで住民の理解は、支持も得られなかったわけですね。今回任意合併協議会でやった内容を見ても、やりたいなという希望が構想の中で出ていて、それに対して財政計画も出ていたけれども、同じ数字をずっと延長したり、ただ同じ係数で伸ばしたり縮めたりという域を出ていない財政計画なので、事業計画と財政計画が整合している状況の任意合併協議会の終わり方していないわけです。それで、この法定合併協議会に来てやるわけですから、とてもではないけれども、この日程ではできないと。

〔「財政計画の話やってないんだから」と言う人あり〕

塚越委員 だから、そういうことから、これではできないということを私は申し上げているのです。住民に対する説明責任を果たせる日程で提案していただきたいということです。

会長（議長） この協議会、原案を中心に検討していただかないと、これはまた本末転倒の会議になるのです。ですから、もとはもとして、それが賛成か反対かということを問うているわけですから、その中で意見を述べていただくと。こういう方式でやっておりますので、それはもう全くその議会、この協議会を以前に戻す、そういう議論ではないのです。これは提案をして、その中でいい部分を拾いながら、調整するところは調整していく、そういうことで原案を提案しておりますので、今塚越委員さんが言っているのは賛成か反対、反対なら反対でいいのです。こ

れは全部賛成しろという意味ではないのです。その点は、やはりこの会議のルールに沿ってひとつやっていたきたい。

ただ、今私の方で申し上げているのは、1日の提案がありました。それからもう一つは、それは成り行きで1日足して、あるいは2日足すのかわからないけれども、足していけばいいではないかという意見が二つありました。どちらを選択するのですかということを私は今提案しているのです、かけているのです。ですから、そのことについて、まず今の提案、どちらの提案かを選択していただくということでお願いしたいと思います。

私の方で、この提案に対してこうだと言ってしまうと、それでいいのですけれども、そういう二つの意見が出ていますから、どちらにしますかと。各委員さんの意見を聞きたいと、こういうことでありますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員。

佐藤委員

基本的には、この日程、提案された日程でいいのではないかと思います。ただ、議論の内容によっては収拾がつかない場合は、それはやってもらう。基本的にはこの日程でいいのではないかなと思います。それを最初から、今日程を1日つけ加えるというのは、ちょっと早計かなと。議論された中で、どうしても皆さんと協議した上で、1日延ばさなければいけないという時点で協議すればいいのではないかなと。

もう一つは、土日ということになると、これは職員の費用の問題も出てきますので、かなりまた財政的にオーバーになってしまう可能性もありますので、この日程で精力的に協議することにしてもらいたいと思います。

会長（議長）

では、事務局どうぞ。

事務局

今回予算（案）にもお示しをさせていただいておりますとおり、6回の会議プラス1回の臨時会というのを想定してございます。この1回というのは、この協議が、例えば今お話がございました新市建設計画の事業であるとか財政計画の協議が非常に厳しくなることも予想されておりますので、その場合にはこの1回を使わせていただきたいということで、予備の1回を計上しております。ただ、今段階でそれがいつなのかというのが、なかなか見えないところもありますので、そこら辺は協議の進捗状況に従いまして、その1回を有効に活用させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長（議長）

山川委員。

山川委員

新市建設計画事業の協議というのが12月の第3回でございますが、この後の35ページの新市建設計画の作成手続の概要というのがありまして、これが3の「県事業の調整後、合併協議会は県知事に対して正式に協議を行う」というふうになっているのですけれども、これを行って県知事から異議がない旨の回答があって、第5回、この日程でいきますと新市建設計画の承認というふうになるのかどうか、この点について伺いたいと思います。

といいますのは、日程等の、どのくらいかかるものなのかというのが全くわからないですよ。この県の方からどういうふうに返事が来るのかとか、どのくらいの期間がかかるのかというのがわからないものですから、この日程でいいかどうかということも含めて、それを検討する上では必要なもので、この点についてまず教えていただきたいというふうに思います。

会長（議長）

事務局、どうぞ。

事務局

埼玉県さんとの事業との調整につきましては、事前にもすり合わせ等を行いながら進めていきますので、協議会で原案がたたき次第、例えば1週間なり2週間の間で、このもちろんスケジュールに間に合うような形で事務的には進めていきますので、このスケジュールの中に県との協議というのはすべて入り込むというご理解でお願いしたいと思います。

会長（議長）

山川委員。

山川委員

もう一つです。後から日程が決まるようですけれども、第5回で合併の調印式というのがございます。これは、承認された場合に合併の調印式というふうになるのですが、これはどういうものなのか教えていただきたいのですが、上福岡市の市長選挙が2月27日にございます。ですから、そういう意味でいきますと、市長選挙前に合併を決めるということはいかななものかというふうに思うのですが、これは住民の意思を問うという場面でもありますので、そういう点で調印式とはどのようなものなのか教えていただきたいというふうに思います。

会長（議長）

事務局、どうぞ。

事務局

合併の調印式は、上福岡市長及び大井町長が各自治体の長といたしまして、この合併した場合についてはこういう協定項目あるいは新市建設計画の内容でよいということで調印、お互い

に協議をとり行う形になります。それは、協議会としての行為ということではなくて、あくまでも市町のお互いの協議ということになります。これについては、まだ議会にかけたということではなくて、その前段階ということの確認行為ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 そうしますと、合併調印式というのは、ここの法定合併協議会の中には入らないですよ、日程として。事業計画として。その点について確認をさせていただきたいのです。もともとこの事業計画（案）が、どうもわかりにくいのは、協議内容もいろいろ変化が生じると。では、一体協議会の回数を我々が決定するのか、それから手順を決定するのかがよくわからないのです。何を一体ここで、協議会での事業計画（案）というのは回数のことなのか。

こういう形でやりたいと言いながら、変更が生じるというふうなことも言っているから、余り確定的なものでないのだなという感じもしますし、もちろん審議会ですから、協議会ですから、諮問機関とは違いますから、諮問機関はそちらの提案された内容を、私たちがいいかな、悪いかなということで答申をするわけですよ。ところが、ここは法定合併協議会といいまして、協議をする場です。ですから、そういう意味でいうと、回数も流動的であるし、内容も流動的であるのが本来だと思うのです。そういう意味からすると、この一体何をこの事業計画（案）の中で我々は決定をすればいいのですか。この点について伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 おっしゃるとおり、合併協議会は議決機関ではなくて協議機関でございますので、こちらの合併協定項目あるいは新市建設計画の協議を行う場でございます。それをもとに、調印式を行った後に議決機関である議会に、こういう形での調印でよろしいかということを確認していただくことになりますので、今回のスケジュール、事業計画につきましても、合併協定項目の協議をしていただく、あるいは新市建設計画の協議をしていただくと、その取りまとめをしていただく場だということをお願いいたします。

ただ、行政が予算を出してやっておる機関でございますので、当然事業計画ですとか、いつ何をやると、どのぐらいのお

金かかるというのは明確にしておく必要がございますので、事業計画（案）を出させていただいて、予算（案）を出させていただいているということでございます。

また、合併調印式につきましては、一般的には合併協議会の委員さんが立ち会いという形をとらせていただいているようでございますので、ここの会議の中に参考ということで入れさせていただいているということでございます。

以上です。

会長（議長） ほかにありますか。
鈴木議員。

鈴木委員 まず、この全体での事業計画の中には、合併の是非の確認という項目がないのですけれども、2市2町の法定合併協議会の場合には、この是非の確認ということにかなり時間を費やしてやったと記憶しているのですけれども、これがないということについてはどうなのかを示していただきたいと思います。

それからもう一つ、住民意思の確認というのがここの項目の中にはありません。先ほど住民投票という方式については、各市町の決定にゆだねるというふうなお話がありましたけれども、法定合併協議会として1市1町の住民の意思を確認するという手続についてはどのように進めていく予定であるのか、この点を示していただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目、合併の是非の確認ということですのでけれども、2市2町の法定合併協議会のときには、やはり今回と同じようなスケジュールを組んでおりまして、その合併の是非の確認の手法として、各市町が行った住民投票につきましてを尊重していくという形式をとってございます。通常の、先ほどの組織と役割でも、調印式の前には合併協議会で合併の是非の確認とございます。これにつきましては、さまざまな手法がございます。静岡・清水のように皆さんの協議会、委員さんの意見を聞いて大方の合意ということもありますし、ただ基本的にはすべての合併協定項目であったり、協議項目が取りまとまったということがその合併の是非の確認をしたと、協議会での合併の是非の確認をしたということになるのかなと理解してございます。

もう一点、住民意思の確認でございますが、先ほど事業計画にございますように、ホームページの活用であるとか合併協議会だよりで情報提供し、はがきなりファクスなりメール等で意見をいただくということで、今回の事業計画では考えてござ

います。
以上です。

会長（議長） ほかに。
鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと是非の確認の方もよくわかりにくいのですが、その是非の確認ということについて、方向性を確認するというのが2市2町の合併協議会の際の言い方でした。合併するという方向性を確認した上で、改めてその協議を次の段階に移すというような定義があったのですが、そういう手続はとらないという理解でよろしいのでしょうか。

それからもう一つ、住民意思の確認ですから、情報の提供と意思の確認という手続が、今の説明だと一緒になってしまったように私には思えるのですが、そういう意味では住民意思を、意識調査であるとか、さまざまな合併協議会によってやり方があるというふうにおっしゃっていたと思うのですが、そういう確認の手続はとらないというお考えなのでしょうか。この点をちょっと明確にお話ししていただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 2市2町の際のお話が出ましたが、2市2町の際については、平成14年3月10日の合併の是非に関する方向性の確認で拳手をいただいたのは、あくまでも具体的な協議に進むかどうかの確認でございまして、最終的にはその後の協議で、方向性としては廃止の方向性になったということでございますが、その例えば是非に関して委員さんから拳手をいただくのか、その手法については現在までは定めてございません。それは事業計画外の話ということになるかと思いますので。

〔「事業計画外」と言う人あり〕

事務局 もう一点、住民意思の確認という話ですが、これについては先ほど事業計画で申し上げたとおり、広報紙による活動、あるいはホームページによる意見聴取ということを現在の事業計画では考えております。
以上です。

鈴木委員 済みません、任意合併協議会の際には、まちづくりビジョンとかの協議に際して、参考の資料として2市2町の際の住

民の意識調査であるとか、そういうことから、要するに大井町や上福岡市の部分を抜き出して、それを参考資料とするというふうなことはされたように思います。この法定合併協議会として、そういう住民意思を基本的に把握するというふうなことにについては、計画はないということなのではないでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 現在、本日まで提案させていただいている内容のとおりでございまして、法定合併協議会でとり行う事務というのは、この6回ないし臨時の7回の協議会、法定合併協議会、それと合併協議会日より、また新市名の募集、それとインターネットホームページによる意見聴取ということでご提案をさせていただいております。また、各市町における住民投票の手法につきましては……

鈴木委員 繰り返さなくてもいいから、そんなことはわかっているから。そうではなくて、住民意思の確認をしないのか、するのか、これを聞いているのだよ。しないなら、しないというふうに明確に言っていただきたい。

事務局 こちらの事業計画のとおり、例えばアンケートをとるような事業計画については入れさせていただいておりません。そこについては、あくまでも各市町の方で意見を取りまとめていただくというのが今回の提案でございます。
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 さっき1回しか質問しないで回されてしまいましたので、2回目になるのですが、この日程だと、今鈴木委員からもあったように、住民の意思を確認するいとまが、構成団体もないのではないかなと思うのです。それで、やっぱり住民意思を確認するためには、法定合併協議会が直接確認しないにしても、確認するのに必要な具体的な内容を提示できるだけの説明資料なり、具体的なものがなければならないということだと思うのですけれども、これだとそういうものが出てきた途端、合併調印式とこうなってしまうので、大井町なら大井町が住民意思を確認したくても、いや、もうすぐ調印だというような、これ日程に読めてしまうのですけれども、それはそういうことですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 法定合併協議会につきましては、1月の、この後日程のご提案をさせていただきますが、12日におおむねの財政計画の協議をさせていただいて、その前に建設計画の協議、そして1月26日の段階で各市町の意見聴取も踏まえた上で、協議会の委員さんに新市建設計画及び財政計画、協定項目の協議をしていただきます。その協議で協議がまとまったということは、そこで結論が出たということで計画をつくらせていただいております。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 そうすると、協議がまとまったのだから、これは協議事項の調印であって、合併調印式とは違うのではないですか。この表現誤解されやすいと思うのですがね。やっぱり正確に書かないと、合併調印式というと、これで合併終わってしまうと、決まってしまったというふうにとられますので、やっぱり正確に表現していただきたいと思うのですね、そこは。

事務局 先日の11日ですか、熊谷市の地域で合併調印式が行われました。あれにつきましても、合併協議会、法定合併協議会で合併協定項目並びに協定項目の協議がまとまった段階で、各首長さんによる合併調印式を行ったと。調印式を行ったということで、今後の日程としては各議会に合併関連議案、要するに県知事に対して合併を申請してよいかという議案をかけるということで、そちらでの議決で初めて合併というのは決まるのですが、あくまでも意思としては合併協議会で協議がまとまった段階で合併調印式は通常は行うと。合併協定項目に関する調印式を行うということになります。

会長（議長） 野溝委員。

野溝委員 一番冒頭私からの発議から、質問からいろいろと時間が経ております。私としては、与えられた時間内に所定の協議内容を協議するに当たりまして、ぜひもう一回やっていただくのがよろしいのではないかという趣旨でご提案申し上げたわけでありまして。そういった点から、必要に迫られて、必要があればとなりますと、何回も何回もとなりますと、この所定の計画の中での協議にはならないわけでありまして、そういった点からいきますと、私は冒頭申し上げたとおり、もう一回だけでも追

加していただきたいという趣旨でした。

それにつきまして、途中森田さんの方から、事務局の方から、予算の中には1回予備の委員会を、協議会を見ておりますというふうなご説明が途中でありましたので、そうであればぜひそれを必要に応じてしっかり協議を、必要なものがあれば使っていただければ、私としても決してこの6回で終わりではないということとして理解をさせていただきますので、原案、このとおりでは構わないと、このように思いますので。

そういった中で、ぜひ1回予備を見ているのであれば、どこでどのように、審議の状況を見た上でそういった予備を必要とするか、的確に判断していただいて、協議の日をふやしていただくことをお願いをさせていただきたいと思います。

会長（議長） ありがとうございました。

今いろいろと協議がなされました。最終的には原案その中に、説明にありましたように、これは使わないという決定ではありませんので、それを有効に活用していただくということになろうかと思っておりますので、一応この原案で挙手をしていただくというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

山川委員。

山川委員 先ほどの2月27日に市長選が行われるということについて、これについてはどういう、1月26日で協議終了になっているけれども、これは市長選の前に協議方法を提示になるのはいかなるものですかということのお答えがないのですけれども。

会長（議長） では、それは私の方からお答えしておきます。

これは、選挙と何ら関係がございませんので、その点は混同しないようにお願いいたします。

それでは、原案に戻ります。

お諮りをいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） ありがとうございます。

挙手多数であります。

それでは、協議事項3、平成16年度歳入歳出予算（案）につきまして、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議事項4、それでは引き続きまして協議事項4の新市建設計画の作成方針（案）につきまして協議をお願い

いたします。

〔何事か言う人あり〕

会長（議長） それでは、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、協議事項4 新市建設計画の作成方針についてご説明させていただきます。

33ページをごらんください。新市建設計画につきましては、合併特例法第5条によりまして作成することとされております。本日提案させていただきましたのは、その作成方針を定めるものであります。

まず、1番としまして、計画の趣旨ということで、本計画は、上福岡市と大井町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、両市町の一体性の速やかな確立及び地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図り、あわせて具体的な施策の方向を示すものといいたします。

計画の位置づけとしまして、2番目にありますが、時間もちょっと押しておりますので、なお書き以下読ませていただきますと、新市が取り組むべき、より詳細かつ具体的な施策・事業につきましては、この計画に基づいて策定されます新市ですね、新しくなってからの新市総合計画にゆだねるものといいたします。

次に、3番、計画の構成といたしましては、本計画は、新市建設の基本方針、建設計画及び財政計画を中心に構成いたします。

次に、4番、計画の期間としましては、国の財政支援の期間に合わせまして、平成17年度から平成26年度までの10カ年度といたします。

最後に5番、計画の基本指針としまして、（1）上福岡市第三次総合振興計画及び第4次大井町総合振興計画を踏まえた計画といたします。

次に、（2）上福岡市・大井町任意合併協議会が作成いたしました「まちづくりビジョン」に基づいた計画といたします。

次は、（3）番、（4）番を飛ばさせていただきますと、（5）番目、最後になりますが、34ページになりますが、対象事業の選定に当たりましては、上福岡市・大井町任意合併協議会が作成した「まちづくりビジョン」に掲載された施策・事業のうち、両市町の総合計画に位置づけられている事業や既に具体化されている事業を優先し、次に住民要望の強い事業及び両市町の懸案事項とされている事業などについて、事業の緊急度や重

要度、優先度、合併により期待できる効果等を十分に検証して選定することといたします。

以上が協議事項になりまして、次のページお開きください。参考資料１ということで、新市建設計画の作成手続の概要をお示しいたしました。初めに、①合併協議会で新市建設計画の原案を作成いたしまして、次に②両市町の区域内での埼玉県事業の事前調整を行うこととなります。その後、③埼玉県との正式協議という運びになりまして、④県知事からの回答ということで、⑤、⑥と事務的な流れになっております。

ここで、⑤に合併協議会は、新市建設計画を定め、総務大臣と県知事に送付ということで記載しておりますが、新市建設計画につきましては、協定項目の一つでもありますので、実際には県への合併申請の際に送付するということとなります。

次のページをごらんください。参考資料２ということで、任意合併協議会で作成いたしましたまちづくりビジョンと、これから法定合併協議会で作成いただきます新市建設計画についてのイメージ図をお示ししました。まちづくりビジョンの取扱いにつきましては、任意合併協議会第２回会議におきまして、法定合併協議会で作成する新市建設計画の素案として位置づけるということでご了解いただいておりますので、そのようなことになっております。

まず、図の方をごらんいただきますと、左側にまちづくりビジョンの構成、右側に新市建設計画の一般的な構成例ということで記載させていただきました。左側から右側へ矢印がありますように、任意合併協議会での協議内容を踏まえまして、新市建設計画を作成することとなります。この中で中心になりますのは、右側の④建設計画から⑥財政計画ということになりまして、右下に囲ってありますが、まちづくりビジョンの④基本目標と施策の内容を反映させながら、財政の健全性に裏づけされた計画を作成するということとなります。

この新市建設計画の構成例をもう少し具体的にお示ししたのが、次のページ、37ページになります。ここでは、新市建設計画の骨子ということでお示ししました。初めに、１番としまして序論、この中には合併の背景ですとか計画策定の方針などを掲載することとなります。次に、１市１町の概況ということで、人口や世帯数などの推移を、３番目には新市建設の基本方針ということで、新市の将来像や基本方針を掲載することとなります。そして、４番目には建設計画として、初めに新市の施策ということで掲載します。ここには、記載してあります施策につきましては、任意合併協議会で作成されましたまちづくりビジョンの五つの基本目標ごとに、それぞれの施策の方針をお示したのになっております。そして、下から３行目にな

りますが、新市における埼玉県事業の内容を掲載して、次の5番目として公共的施設の適正配置と整備、そして最後に財政計画ということで、新市の事業や国の財政支援などを試算しまして、今後10年間の財政計画をお示しするということになっております。これらの内容を新市建設計画の骨子として想定しております。

簡単ですが、以上で協議事項4、新市建設計画の作成方針の説明を終わらせていただきます。

会長（議長） ありがとうございました。

ただいま協議事項4の新市建設計画の作成方針（案）について、事務局から説明がありました。この案について、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。何かございますか。

塚越委員。

塚越委員

協議事項の4番目の新市建設計画について質問をしますが、これも、これ構想ではなくて計画だから、より具体的なものとして、住民の判断がしやすいものにならないといけないということだと思うのです。そうしたときに、2市2町のときの反省点から見て、いわゆるそれぞれの基本構想や基本計画は尊重しなければならないから、それを逸脱するわけにはいかないと。しかし、それぞれの自治体と一緒にあって新しいまちをつくるという計画なのだから、それだけでは切り張りの計画の域を出なくなってしまうという制約や矛盾を抱えたままやらなければならないという条件があるわけですね。それをどうやってクリアしていくかというあたりの説明が、今の説明の中ではなかったように思うのですが、そこを一つお伺いします。

それからもう一つは、36ページのところでも、財政計画についてはビジョン段階で米印がついて別途協議ということですが、一応出されましたね。これが法定合併協議会で、そのまま矢印で財政計画になるのだけれども、この基本目標と施策の内容を反映させながら、財政の健全性に裏づけされた計画を作成することになるということだから、少なくともフレームとしての整合性は担保された計画としておつくりになるのか、ならないのか。そこがはっきりしないと、ああやりたい、こうやりたいというバラ色の夢だけは書いたとしても、今後10年間に上福岡市と大井町が幾ら合併したって、ここで言うところの今既に具体化されている事業を優先しですよ、それぞれの財政状況だと、今やっている事業を続けることすらかなり大変な状況があって、さらに住民要望の強い事業及び両市町の懸案事項とされている事業などについて、緊急性、重要度、優先度、合

併の期待効果ですね、これ検証して選定だと、こうなっているわけですが、少なくとも一般財源余力等を見た上で、また起債余力を見た上で、その辺のフレーム設定をどういう形でされるのか。もうちょっと具体的に、そこはご説明いただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 ただいまご質問いただきました、まず今回33ページの2番、計画の位置づけというところで、なお書き以下をまずごらんになっていただきたいと思うのですが、新市が取り組むべき、より詳細かつ具体的な施策・事業につきましては、新市、新しく合併した後の総合計画にゆだねるものということになっているのが一つございます。それと、一番最後、34ページの（5）番、その中で今お話ございましたように、1市1町の総合振興計画をやるので精いっぱいではないかというお話もございましたが、それも踏まえて、まずは1市1町の総合計画に位置づけられている事業を、または既に具体化されている事業、これを優先しまして、次に住民要望の強い事業ですとか両市町の懸案事項とされている事業などについて検証していくという設定をさせております。

それで、先ほどありました36ページで財政計画については、フレームとの整合性どうなのかというお話ありましたが、確かに任意合併協議会の中でも、毎年度特例債20億円使った場合どうだとかいうことでシミュレーションは組んでおりますが、必ずしもやっぱりそれを基本にやって事業がどの程度組み込めるのか、その辺について最終的にはなっていくのだと思うのですけれども、今両市町の方に総合計画につきまして、期間ですとかその事業費、そういったものをちょっと調査依頼出していますので、それが上がってきて、そういった総合振興計画に位置づけられている事業、事業費、それと年度計画みたいなもの、それも踏まえてその他住民要望の高い事業ですとか、そういったものを含めてこういった形で財政計画が組んでいけるのかと、そういうことに手続的になっていくのだというふうに感じています。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 いまいちちょっと具体性がないのですが、その財政フレームとしての整合性は、では図られるのか、果たして図られないのか。努力をするというのはわかるのですよ。だけれども、住民

が見たときに、ああこれは大丈夫だなと判断できるものが出てくるのかどうなのか。特に大事なのは、一般財源余力と起債余力がどの程度見込めて、フレームにどう反映されるのか。そうでないと、幾ら並べられても、それがどうなるのかとわからないでしょう、保障がないわけですね。そのところはどの程度具体化できるのですか。

会長（議長） 事務局。

事務局 今、具体的にどの程度まで数字が示せるのかというお話ですが、けれども、少なくとも2市2町の合併協議会でやっていたようなレベルでの計画には、必ずできるものと思っています。そしてまた財政計画、その金額的なものですとか、そういったもので見込めないような事業をやるわけにいきませんので、それは財政フレームに見合った形での事業選択もされますし、実施していける事業が盛り込まれるというようなことだと思います。

塚越委員 今の答弁ですと、2市2町のときのレベルまでという話なのだけれども、2市2町のときの財政計画見ても、現在の数字に一定の率を掛けて延長したり、また同じ数字が10年間で均等に割られて計上したりとかという域を出ていなかったように私も記憶しているのですが、やっぱり個別の事業ごとに必要な一般財源が幾らで起債が幾らで、そのための余力は年度ごとにどう張りつけられるのだというあたりが、2市2町のときはわからなかったですね、最後まで。今回もそういうことになってしまうということだというふうに、私は今解釈したのですが、そういうことですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 いろいろお考えの相違はあるかと思いますが、いずれにしても最終的には新市の総合計画にゆだねるということになっていきますので、そういった財政フレーム見込んだ形で提示していくことになると思います。

会長（議長） ほかにありますか。
山川委員。

山川委員 計画の期間が10年とするのは、先ほどの説明ですと財政支援期間だということです。しかし、任意合併協議会の中でも15年後大変な負担が、借金の返済などが重なってくるということで、そのことが示されました。そこで、計画の基本指針の中に

(3)ということで、(3)で国・県による特別な財政支援措置が縮小する平成27年度以降における財政の健全性を確保するためと、こう云々かんぬんを書いてあるのですが、しかし新市建設計画は、この財政計画もここで見ますと、新市建設計画の中の法定合併協議会では財政計画も入るということになりますと、やっぱり10年というのでは短過ぎると思うのです。これを20年ぐらいにするとか、でないと合併特例債で大きな事業をやったけれども、その後はどぶ一つ改修できないなんていうことも出てくる可能性があるわけですよ。ですから、そういう意味では10カ年というのは余りにも短過ぎると思うのです。財政支援期間だけというのは、やはり短過ぎると思いますので、この延長を考えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 ただいま財政計画の11年目以降につきましてご質問あったのですが、この新市建設計画の作成方針の後に財政計画の作成方針ご協議いただきますので、そこで出てくるかと思うのですけれども、一応11年目以降は財政計画ということではなくて、財政シミュレーションというような形でお示しできるのかなというふうに考えています。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 これは、5番目に書いてありますよね。住民要望の強い事業及び両市町の懸案事項とされている事業などについて、事業の緊急度や重要度、優先度、合併により期待できる効果等を十分に検証して選定をするというふうになっていますから、つまり事業を選定するには財政計画がどうしても必要になってくるわけですね。そうしますと、10年度以降は財政的な影響額が、影響率が多くなるわけですから、やはり計画を10年度までにするというのは、新市建設計画ですね、というのはやはり短過ぎるのではないかというふうに思うのです。そういう意味でどうなのかと聞きましたが。

事務局 合併協議会、よその合併協議会も見ていると、ほとんどやはり国のこの合併特例債の関係ございまして、計画期間としますと10カ年度としているところが多いようでございます。先ほども申しましたが、11年目以降は財政シミュレーションというような形でお示しをしますので、ご理解いただきたいと思います。

います。
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） では、ないようでございますので、協議事項４、新市建設計画の作成方針（案）については、原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
協議事項４の新市建設計画の作成方針（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
続きまして、協議事項５、それでは引き続きまして協議事項５の財政計画の作成方針（案）につきまして協議をお願いしたいと思います。
事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 それでは、委員会資料の38ページになりますが、財政計画の作成方針（案）についてのご説明となります。
資料にもございますように、財政計画の作成に当たりましては、まず任意の合併協議会で作成いたしました財政計画をベースとすることといたします。
次に、新市建設計画、今協議をしていただきましたが、に位置づけられました今後10年間の事業を各年度に割り振るとともに、合併特例債が該当する事業費の試算を行います。この内容につきましては、埼玉県さんの方とも十分調整をさせていただきたいと考えてございます。ここに合併協定項目の協議方針、調整方針に基づきます影響額の試算を加えまして、さらに国・県の財政措置に係る積算を行います。最後に、合併することによる行財政の改革効果を測定して積算をいたします。
これらをすべて試算、積算したものに続きまして、埼玉県さんと協議をいただいて了解をいただいたもの、10年間分が財政計画ということになります。また、今計画の方でもございましたが、その後の11年目以降は、あくまでもシミュレーションという形になろうかと思うのですけれども、これらの工程を進めるには、ある程度協定項目での協議のまとまりですとか、建設計画の進捗状況というのが必要になってきますので、おおむね第4回会議を目安に提案をさせていただきたいと想定し

てございます。また、提案と同時に埼玉県さんとの協議も正式に進めていきたいと考えてございまして、あくまでも今後のスケジュールと作成方針についてご提案をさせていただきます。説明につきましては以上です。よろしくお願いします。

会長（議長） ただいま協議事項５の財政計画の作成方針（案）について、事務局から説明がございました。ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。
塚越委員。

塚越委員 協議事項５番の財政計画についてですが、まず２のところですが、合併特例債の試算を行うということですが、「今後１０年間の新市の事業を年度間に割り振るとともに」ですから、これは当然割り振った事業ごとにどれだけ特例債がつけられるかというふうに読めるのかどうなのか。トータルで、ただ幾らぐらいだろうというふうにつけると、どの事業を選択したから、では特例債はどれにどの程度見ていくのだ、合計で幾らだというふうに読めるのか、そこを一つ明確にしていきたいと思うのです。

それから、「国・県からの財政措置に係る積算を行う」というのは、これ４番にありますけれども、今三位一体の改革が地方と国とのきしみの中で強行に進んでいくという状況がありますけれども、こういう中で積算はどういう見方でやっていくのか。地方交付税制度が、財源保障機能がやがてなくなってしまって、調整機能だけを残すという政府の方針が出ている現在、特例債を交付税で返済分を算入するということがあったとしても、交付税の総枠が減っていくということは、政府の方針からは全くもう揺らぐような気配がないわけです。そんな中で、ではこの交付税なんかをどう見ていくのか。また、補助金や国庫負担金についても整理の方針が出ていますが、ここをどう見ていくのか。その辺についてお答えいただきたいと思います。

会長（議長） 事務局。

事務局 まず、１点目でございます合併特例債の話でございますが、まず基本的には先ほど申したように、今市町からの事業精査をしていると。また、要望の高い事業等の精査をした段階で、１０年間に新市として行うべき事業の方針を出させていただいて、そこに合併特例債が活用できるかどうかの検証も行うということなのですが、現実的には合併特例債自体は、これは一点一点の事業の申請主義、要するに起債計画を新市になった場合に

ついて、その事業が特例債使えるのですか、どうですかというのを、総務省の許可を得るところまで必要な判断でございまして、今現在でどれが使えますとか、どれが使えませんというのを明確に振り分けることは難しいということになりますので、事業の選択をした後に県との調整の中で、この事業であればおおむね大丈夫だろうという、そこはあくまで試算という段階でしかカウントできないというつらさがあるのですけれども、それを年度間に割り振らせていただく、事業間に割り振らせていただいて、ということを行いたいというのが1点ございます。

また、もう一点交付税制度の話ございましたが、きのう、おとといの新聞等でも交付税の制度のあり方を再々度見直すような、保障していくような形も新聞等では見受けられております。ただ、今後の国の流れ、法律の流れを現在読むというのは非常に難しいというのがございまして、あくまでも現制度の中ではどのような財源措置があって、どのような償還があるのかというのを、ここは計画、財政計画でございまして、計画を策定する段では、その現制度を尊重せざるを得ないという形でつくらせていただくことになります。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 政府が現制度を存続させるという決断をしてくれるということが、一般的な認識ならばそれでよろしいのですけれども、なかなか大変だということが一般的には言われていますよね。そんな中で、あくまでも現制度が続くことを前提にした財政計画をつくっていったときに、何の注記も、米印か何かで注記もしないで、ただそれだけが出てしまうと、ああ、これで結構いけるなという判断になるというのは、大変危険ではないかと思うのです。こういう激動期には、もし現行制度が続いた場合はこうなるのだと、しかし政府が言ったように削られた場合にはこうなるのだとかと、二通りとか三通りとか、またはその前提条件を明確にして提示をするということが求められると思うのですが、その辺はどんなものでしょうか。

事務局 よろしいですか。財政計画につきましては、合併協議会が独自に定めるというものだけでもございまして、埼玉県さんとの協議、簡単に言うと協議をした結果としてこういう書き方でいいよと、あるいはこういうものが必要だよというご意見とかいただきますので、今後埼玉県さんとの協議の中で、必要な注記であるとか解釈方法とかあれば、それはつけ加えさせていた

だきたいと思います。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 財政計画、先ほどの新市建設計画の中にも財政計画が入っていますから、別々にこうやるというのはちょっと違和感があるのですが、この点について伺います。

両市町の総合計画に基づいて、先ほど新市計画の中で私が示しましたように、具体的に進んでいるものや位置づけられているものや具体化されている事業とかと、こう書いてありますよね。こういうものというのは、財政計画の中で新市の事業を年度ごとに割り振ってというふうにありますから、そういうものも取り込まれるのだと思うのですが、両市町の総合計画の年次事業といいますか、それから重点事業とか、そういうものについては財政計画の作成に当たってはいつ示されるのでしょうか、伺います。

そういう資料がないと、実際にどのくらいかかるものなのか、市町の総合計画ではどのくらいのお金がかかるものなのか、また今取り組んでいるものはどんなものなのかというのがわからないわけですよ。これは、任意合併協議会のときにも私申し上げたのですが、とうとう示されないままにきました。財政計画についてやるのには、どうしてもこれが必要ですので、ぜひこれを示していただきたいというふうに思います。

以上です。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 先ほどの事業計画（案）でもお示ししてもございますし、この前の協議事項でもお話をさせていただいておりますが、まずは今現在は各市町からのその事業の拾い出しをしておると。基本的には第3回ぐらいを目安に、資料についてはご提供ができればと考えております。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 第3回では、新市建設計画事業の協議というのですから、当然これに出なければ、我々も協議できないわけですね。第4回に財政計画ですから、そういう意味でいいますと新市建設計画の中に、財政計画に伴う新市建設計画ですから、本来同時にそういうものが示されなければいけないと思うのですが、やはりこの幾らぐらいかかるのかというのは、ぜひ財政計画も絡んで

きますが、こういう事業というだけでなく、新市建設計画事業の協議の前に出していただきたいというふうに思います。

それから、10年間の新市の事業というふうになっておりますけれども、先ほども申し上げましたが、やはりその後のまちづくりが、本当に借金返しだけで事業ができないということになっては大変ですので、そういう点についてもきちんとした施策を、試算をしていただけるのかどうか、15年とか20年とか。この点について。

それから、もう一つは「行財政改革効果を積算する」というふうにあります。効果だけでなく、やっぱりマイナス面もありますので、そういう点については積算するのかどうか伺います。

事務局

11年目以降の話でございますが、2市2町の折にも11年目以降は、少なくとも事業についてすべて調整するというのは難しいのがございまして、ある程度事業を見込み、また起債、地方債等も見込みながら、極力正確なものが出るようにしていきたいということで取り組ませていただきます。

また、先ほどの影響額につきましては、この③番で具体的な事務の調整方針に基づく試算を加える、この試算の中には当然改革という面ではない影響額についても含まれているというご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

会長（議長）

ほかに。
野溝委員。

野溝委員

野溝です。合併特例債につきましては、現在合併が進められるところでいろいろな事業費に使われているわけでございますけれども、我々のこの地域におきましては、広域行政を進めて、一部事務組合でもってし尿処理、そしてまたその中では今火葬場の建設事業計画も進めているわけでありまして。また一方では、消防署、消防組合の方も2市2町でやっております。ご存じのとおり、大井町にあります本署の方も大変年数がたってきておりますので、安全基準からも、それから狭隘化しておりますので、そういった点を考えますと、建てかえ等も今後やっていかなければならないわけでありまして。そうなりますと、そういった一部事務組合の事業にこういった特例債を使っただけの財政計画がしっかり、今回の計画の中で入れることをしっかりしていただくことができるのかどうか、まず1点お伺いしたいと思います。

また、2点目といたしましては、2市2町の合併協議は残念

ながらできなかったわけでありまして、上福岡市と大井町との合併も一定の効果を出すことはできますが、やはり最大の効果を出していくには、私は2市2町の合併というものは、まだまだ今後大いに検討していかなければならない大切なことだと思います。そういったことを考えていきますと、今回上福岡市、大井町の合併によりまして、特例債での事業がすべて上福岡市、大井町ということだけではなく、都市計画上連続している道路等の問題もありますし、行政として接続しているところの諸問題もあるわけでありまして、そういった行く行くの2市2町の合併にある程度この特例債というものをきちんと積み立てていくことも必要なかと思いますが、そういった点はどのようにお考えでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 まず、1点目の組合事業の関係でございますけれども、一般的な見解でございますが、今組合については2市2町という枠の中で、24万人という枠の中で、上福岡市、大井町の人口10万という、構成比等でいきますと、大体4割強という負担の中の事業については、特例債の方はなかなか難しいような状況なのかなというのが一つございます。

また、今後の事業ということでございますが、基本的に合併特例債につきましては、1市1町の均衡ある発展であるとか格差の解消という、ある程度選択される事業が限られておりますので、そこら辺に合致するものがどのようなものがあるかは、今後のその事業の選定の中で探っていきたいなというように考えております。

以上です。

会長（議長） 野溝委員。

野溝委員 野溝です。大変難しいというご説明でありますけれども、そうであればこそ、新市建設計画とこの財政計画というものは表裏一体の部分があるわけでありまして、具体性のあるしっかりとした、将来夢を与えつつも新市建設計画というものは具体性のあるものを、我々これから大いに協議をして、住民の皆さんに示していかなければならないなと思います。

また、一方広域行政で進めていく部分もありますので、これにつきましてはいろいろな解釈上の問題もあろうかと思いますが、できればこういった中で進められるものは取り入れるべきだと思いますので、総務省なり県を通じてしっかり詰めていただけて、後から、いや、実は使えたということのな

いようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

以上でございます。

会長（議長） それでは、ほかにはないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

協議事項５の財政計画の作成方針（案）についてお諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

協議事項５の財政計画の作成方針（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきました。

協議事項に入る前に、この会場の使用時間ということもございますので、皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、引き続きまして協議事項６の上福岡市・大井町法定合併協議会で調整する協定項目の整理（案）につきまして協議をお願いしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議会の資料の３９ページから４３ページですが、合併協議会で調整する合併協定項目の整理ということで、合併協定項目につきましては、合併した場合にどのような市になるのか、どのような行政サービスの変化があるのかの調整方針を検討するものとなっております。

こちらにございますように、この協議会では協定項目を大きく三つの分類で分けてございます。表の見方としては、左側に協定項目の内容、真ん中に任意合併協議会での調整内容または今後の協議内容、その右に法定、任意でございまして、任意というのは任意の協議会である程度調整内容、調整方針を詰めておったものでございまして、こちらの真ん中の欄にもその内容を書かせていただいております。任意で横棒が引っ張ってあるものについては、任意合併協議会でやっておりますので、この法定合併協議会の中で詰めるということになっておりまして、まず１点目の基本的な協定項目として、この４項目、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、これにつきましては任意合併協議会で取り扱っておらないので、この法定合併協議会でとり行う事項ということになります。

また、２番目の特例法で規定されている協定項目でございますが、この中では議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会委

員の定数及び任期の取扱い、そして地域審議会等の取扱い、この部分を今後法定合併協議会でご審議をしていただくと。

また、その他必要な協定項目の中では、組織及び機構ですね、この部分が事務所の関係もございまして、やっておりませんので、この辺を十分にご議論していただくということで、全体としては大きな分類の協定項目としては27項目、小さな分類の項目としては35項目を予定させていただくものでございます。

これらを、協定項目を調整するに当たりましての基本方針を43ページに書かせていただいております。43ページの方ですが、まず基本といたしましては、1市1町で国・県等の制度につきましては、基本的に同様の内容となっております。それ以外の違いがあるもの、制度的なものであるとか政策的なものがございますが、これらの事務事業をどのように取り扱うということをご調整方針として取り扱うわけでございますが、先ほど申したように27の協定項目につきましては、任意合併協議会の事務の調整方針の内容を基本的にはベースに調整をさせていただきたいということでございます。ここでの任意合併協議会での調整方針は、両市町で住民サービスの水準、あるいは負担の額が異なった場合につきましては、原則としてサービス水準は高い方、負担は低い方に調整してまいりましたので、法定合併協議会でも合併協定項目の調整方針につきましては、この方針を踏襲いたします。

また、協定項目の細部の基本方針としては、各項の中にございますように、一体性確保、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行革推進の原則、適正規模準拠の原則、この六つの原則を設けまして調整を進めていきたいということでございまして、今後の協定項目を協議するに当たっての調整方針のご確認ということでご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

会長（議長） ありがとうございます。

ただいま協議事項の6の上福岡市・大井町法定合併協議会で調整する協定項目の整理（案）について、事務局から説明がありました。この案について、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

塚越委員。

塚越委員 済みません、たびたび。だれも手を挙げないので。

基本的な協定項目の2のところに、合併の期日というのがありますが、「さまざまな協議事項の確認、住民の合意形成が必

要となり」というくだりで、これは「住民の合意形成が必要となり」という表現が入っているわけですが、先ほどの日程だとか進め方からいうと、合意形成のいとまがあるのかないのか、非常に疑わしいのですが、これは「住民の合意形成が必要となり」ということは、こういうふうに入れておくことで確認してよろしいかということですね。それが1点です。

それから、もう一つは43ページにあるところですが、調整方針なのです。任意合併協議会でやった調整方針で、原則として住民サービスが異なった場合、サービス水準は高い方に、負担は低い方で調整したと。今度この法定合併協議会では、六つの原則について努めるという努力事項ですね、あくまでも努めるという努力事項というふうに表現されています。そういう点では、正直な表現でいいと思うのですが、努めるわけですから、努めてみたけれども、財政が大変だからできなかったと、結果的にはサービスが低下したというふうに読める表現になるわけなのです。結局この努めるという表現しかなかったのかどうか、そのところを答えていただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目、合併の期日につきましては、今後調整する内容ということで、一般的にこういうような調整方針で進むだろうという内容でございます。あくまでも今後提案する内容の中で検討させていただきますけれども、先ほどの事業計画の中でも、各市町における住民の意思の把握というのは必要だということになっておりますので、それは書かせていただいております。

また、この努める方針ということですが、原則論と、やはりそうでない部分というのは、どうしても出てまいりますので、あくまでも原則としては任意合併協議会の方針がありますと。さらに、努めるところはこのような原則を努めさせていただきたいというご理解で、それは個々の協定項目の中でご判断をお願いしたいということで、よろしくお願いいたします。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 では、確認しますが、合併の期日についてはあくまでも住民の合意形成の必要性ということとは、基本線としてはここに明記されているということは確認したいと思うのです。

それから、住民サービスは高い方に、負担は低い方に調整してきたので、今回はその六つの原則については、あくまでも努めるのだという、努力事項ということにとどまるということの

確認でいいですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 こちらの六つの項目見ていただいておりますとおり、例えば2番、3番というのは、サービスは高い方、負担は低い方ということの内容でございまして、4番につきましては財政計画にも反映させますよということはおたっておりまして。また、5番につきましても行革の効果というのを、財政計画でも一体として検討してまいると。なおかつ1番についても、速やかな確保というのはすべて努める項目ですが、おおむねの方針とは合致しているということでご理解をいただきたいと思います。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員 新市建設計画の②の協定項目の中で、10番の新市建設計画の作成、今塚越委員が申し上げたことと似ているのですが、
「新市建設計画は、合併後の将来に関するビジョンを示し、住民が合併の適否を判断するという、合併市のマスタープランとしての役割を果たすものである」と、この適否の判断という項目が出てくるのですが、これは具体的にどのように手続を経てやられる予定であるのか、示していただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 先ほどの事業計画でもお話ししましたとおり、合併協議会の中ではその新市建設計画につきまして、委員さんの皆さんの協議がいただけるかどうか、承認がいただけるかどうかということとございまして、各市町の適否等の内容につきましては、各市町の手法にお任せをさせていただいているということでございます。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員 そうしますと、「住民が合併の適否を判断する」という表現は不適切ではないですか。具体的に、私たちも住民ですが、住民全体にその新市建設計画を示して適否を判断するというふうなことは行われたいというふうなことになってしまうのではないですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 先ほどの事業計画の中で、住民意思の確認と同様の取扱いになるものと考えております。

鈴木委員 ちょっとそれは、幾ら何でも。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員 それは非常に、本当にわかりにくいことなのですが、でも、では確認としてお伺いしますけれども、先ほどはメールやさまざまな、要するに投書だとか、要するに合併協議会に寄せられた意見というのを参考にするというふうなお話でしたね、住民の意思の確認というふうなことについては。それは、メールとかさまざまな文章とかが合併協議会に寄せられたのは、この場にはきちんと公開されるというふうに考えておいてよろしいのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 意見、要望等ご紹介をさせていただきます。ただ、これは新市建設計画に限らず、すべての合併協議に関するものとしての取扱いということでございますので、よろしくお願いします。

鈴木委員 では、適否の判断にならないではないですか。

事務局 そういう役割を持っていると書かせていただいております、こちらには。先ほど申したように、任意で棒がついているものについては、一般的な建設計画のあり方という、先ほどの……

鈴木委員 一般的な建設計画に反しているということではない。

〔何事か言う人あり〕

鈴木委員 済みません、失礼しました。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 先ほどからの論議なのですが、住民の合意形成、そして新市建設計画では適否を判断するというふうに明確に書かれてありますから、既に予算も通ってしまいましたが、実際には予備費もありますので、こういうふうにきちんと協定項目の中に書いてある、協議の内容の中に書いてあるわけですから、この論

議の中で、これから論議するわけですよ。この協定項目について、一つ一つ論議していくのだと思うのですが、そのことについて、ぜひ住民の意思がはっきり、住民一人一人がはっきり表明できるような方法を講じていただきたいと思います。

合併の政府のマニュアルの中にも、合併に対する明確な知識を住民とともに共有して、きちんと住民の意思を問えというふうにマニュアルの中にも書かれております。やはりこの合併協議会の中でだけ建設計画が承認された、財政計画が承認された、このような新市の名前が承認されたなどなどが、合併が賛成だということにはならないと思いますので、是非についてもきちんとこの中でもとり、住民に対してもその是非をとるべきだと思いますが、その手だてについてはいかがでしょうか。きちんと書いてあるわけですから。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 事業内容につきましては、先ほどご承認いただいた事業計画のとおり進めさせていただきたいということでよろしくお願いいたします。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 ここに調整する協定項目の整理と書いてありまして、今後の協議の内容になっているのですよ。この中にちゃんと書いてあるわけですから、きちんとこのことを論議をし、そして住民の合意形成、また合併の適否を判断する方法を講じるべきだというふうに思います。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ないようでございますので、お諮りをいたします。
協議事項６の上福岡市・大井町法定合併協議会で調整する協定項目の整理（案）についてお諮りしたいと思います。
原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
協議事項６の上福岡市・大井町法定合併協議会で調整する協定項目の整理（案）につきましては、原案のとおり決定させて

いただきます。

協議事項7につきまして、協定項目1、合併の方式（案）につきまして協議をお願いしたいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

事務局

委員会資料の44ページでございますが、合併協定項目、合併の方式についてです。

この合併協定項目の1番目の合併の方式でございますけれども、こちらには新設合併、対等合併と編入合併、これは吸収合併と言われておりますけれども、二つの方式がございます。この方式が決まりませんと、今後の合併協定項目の調整というのできなくなるというのがございますので、本日1番目に提案をさせていただいております。

調整方針（案）、こちらの45ページでございますように、新設合併、つまり対等合併とするというご提案でございます。新設合併というのは、こちらにございますように、今ある上福岡市、大井町という二つの自治体を廃止しまして、新たな市を設置するというものでございまして、この特徴といたしましては、合併の日の前日に法人格、合併前の市町村の法人格がなくなるということでございますので、それに伴いまして特別職、議員さん、職員もすべて失職するというのが原則になってございます。また、旧市町の条例ですとか規則も消滅することとなりますので、新たに制定するような形でございます。今回の提案につきましては、新設合併を今回の合併の方式ということで提案をさせていただきます。

説明は以上です。

会長（議長）

ご苦労さまでした。

ただいま協議事項の協定項目の1、合併の方式（案）について、事務局から説明がございました。この案について、ご意見、ご質問等がありましたら、お伺いしたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長）

それでは、ご意見がないようでございますので、協議事項7の協定項目の1、合併の方式（案）についてお諮りしたいと思います。

原案に賛成のお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長）

挙手多数であります。

協定項目１、合併の方式（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきました。

協議事項８の協定項目３、新市の名称（案）につきまして協議をお願いしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、委員会資料４６ページからになりますけれども、合併協定項目の３番目でございます。新市の名称についてのご説明でございます。

先ほどもお話をさせていただきましたが、事業計画第３回会議という提案の予定もあったのですが、今回新市の名称を公募するというご提案でございますので、あえて第１回の会議でお願いしたいということです。これは、周知期間であるとか集計する期間が必要となるということで、１２月１日号の広報紙に、市町の広報紙、あるいは合併協議会だよりで掲載をすることが必要なのかなということでのご提案ということです。

まず、内容４７ページ、調整方針がございます。まず１点目、新市の名称については、公募をさせていただきたいと。２番目としては、公募の結果の中から複数候補を選定いたしますと。３番目としては、それを複数候補の中から、この協議会で投票等、この手法についてはまた後日ということになろうかと思いますが、１点を決定するという形になってございます。

具体的な内容ですが、４８ページ、また縦横になって申しわけございませんが、基本方針としては公募を行って、検討組織で検討した候補内容について協議会で決定するということですが、スケジュールといたしましては、本日の第１回会議でスケジュールとか募集方法、選定方法をご確認いただき、１２月１日合併協議会だより、またポスター、チラシ等で周知啓発を行いまして、２０日間の募集期間を設けさせていただいて、２１日から１月５日、おもちを食べながら名称の整理と集計を事務方で行います。この結果を１月早々に検討組織を立ち上げていただきまして、開催をしていただき、その中で名称候補の事前審査を行っていただくと。その複数候補を選定したものを、第４回会議で提案をさせていただくことになってございます。

次の４９ページでございますが、募集内容と選定方法でございますが、おおむね前回の２市２町の時に行った部分と似ていますが、基本的には応募範囲は上福岡市、大井町に在住、在勤、在学されている方で、年齢制限は設けてございません。

応募方法は、合併協議会だよりに申し込みのフォーマットをつけます。また、官製はがき、ファクス、Ｅメールで結構です

が、1 応募につき 1 点を出していただきたいということでございます。

周知方法は、合併協議会日より、市町の広報紙、ホームページ、ご協力いただければ新聞ですとかタウン誌さん等、またポスター等でやらせていただきたいと。

それと、選定基準でございますが、漢字、平仮名、片仮名で表記されました、わかりやすい、読み書きが容易な名称で、その提案理由がこの 1、2、3 の、地域が容易にイメージできる、あるいは地理・歴史・文化にちなんである、あるいは住民の理想、願いにかなっているという条件を満たしたものとしまして、該当しないものとしては、既存と同一の名称、あるいは他市で利用している名称、また極端に長過ぎる、現在使っていない字を使ったものなどを検討としております。

ここら辺の内容も、この次の 50 ページで事前検討組織をつくらせていただきたいという内容の中にも検討する材料でございますが、まずこちらの目的では合併協議会での審議を円滑に進めることを目的に設置をさせていただきたいと。構成としましては、正副会長、そして 3 号委員の代表が各市町 1 名ずつ計 2 名、また 4 号委員代表が各市町 1 名ずつ計 2 名、それと 1 市 1 町が指名する 4 号委員、お二人いらっしゃいますが、のうちからお一人、計 7 名を想定してございます。

職務として、こちらにございますように、応募された新市名称候補の確認、また該当しないものの確認、ふさわしくないものの確認、そしてすべての中から、こちらの 3 番では上位 30 点、あるいは 5 点というのがありますが、これについてはその応募の多寡、またその内容によりまして随時修正は加えさせていただきたいと思っておりますが、おおむねこのような内容で選ばせていただきたいと。

今回ご了解がいただければ、この検討委員会のメンバーさんにつきましては、各市町の各号の委員さんごとにお話し合いをいただきまして、1 名をお選びいただければと考えてございます。

続きまして、51 ページでは、おおむねの先ほど申したスケジュールの流れを示させていただいておりまして、また 52 ページ以降は参考ということで、今までの事例ですとか、新設合併で決まった名称等を参考として掲載させていただいております。

また、54 ページ、55 ページ、これはポスター、チラシのイメージということで、このようなチラシをつくっていききたいという参考でございます。

また、この詳細につきましては、再度この検討組織の立ち上げをご確認いただいた段階で、またその検討組織の委員会の皆

さんと十分に詰めていきたいと考えております。

以上で合併協定項目の3、新市の名称についての説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

会長（議長） ご苦労さまでした。

ただいま協議事項8の協定項目の3、新市の名称（案）について、事務局から説明がございました。この案について、ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木委員

住民の意識調査、あるいは住民の意思の確認という手順を行わずに、こういう新市の名称だけを公募にすると。全く整合性を欠いているのではないかと。極めて一方的な、要するに新市建設というふうなことについてのみ住民の要するに意思を得ようとするということであるならば、それなりのやっぱり制約は求められるべきだと私は思います。この際、こういう新市の名称募集に対して、住民のやっぱり30%以下を下回るのであれば、それはもう無効とするというぐらいの考え方を持つべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局

新市の名称というのは、あくまでも合併協定項目の一つでございまして、これの結果が、すなわち合併するとかいうものではございませんで、あくまでも新市の名称候補というのを合併協議の一つとして決めさせていただいて、それらを含めてすべて協議の対象となるというものでございます。

また、もう一点が公募にしないと、逆に公募にしなかった折には、逆な一方的というのは、そちらの方が一方的になるのではないかなと。あくまでも名称の候補については、皆さんの意見をお聞きしながら確認をさせていただいて、それを協議事項とさせていただくというご提案でございます。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員

やっぱり住民の意思の確認ということと、これは並行的に進められるべきことであると私は考えます。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員

協議事項の8の新市の名称（案）の公募については、大井町の場合は特に住民の77%が合併に反対もしくは慎重にやれと

いう意見がアンケートで示されている、そういう状況の中でこれが、名称公募というのが流れていくと、圧倒的多数の住民の理解を得るところか、怒りが広がっていくのではないかなという状況だと思うのです。そういう中で、やっぱりこれ副会長にコメントしてもらいたいのですけれども、どういうふうに住民に説明してこれをやるのか。ここに書いてあるチラシの案だけではとても納得できないと思うのですが、どうでしょうか。

会長（議長） 副会長。

副 会 長 合併の是非を決める判断材料の一つに、名前なども大変重要な位置を占めておりますので、そういったことをやはり事前に情報として出すということは、住民の皆さんそのものがやっぱり判断をする一つの材料になるだろうというふうに思います。

 したがいまして、先ほどから申し上げていますように、名前を決めるから即合併であるという、そういうことではありませんので、その点はこちらの広報もありますし、それから我が町もきょう出ましたよね、15日、特集号というのがありますけれども、そういったところで十分説明をしていきたい、そういうふうに思っております。

塚越委員 特集号もう配られていまして、見た住民からよくわからぬという感想は聞きましたけれども、なかなかよくわかったという感想は聞きませんでした。いずれにしても、この募集案だけ出ますと、やっぱり住民からは一体何やっているのだと、むだ遣いもいいかげんにしろというような意見が出るのが関の山ですので、ぜひ町長からきちっと説明してもらいたいと思います。

会長（議長） 副会長。

副 会 長 そういうふうにいたします。それで、こんなところで言いっこしてもしょうがないけれども、特集号はあれよくできていると思いますよ。事実がそのまま載っておりますので、冷静に見ていただく資料にはいいなと思いました。

 以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

 山川委員。

山川委員 12月1日からということになりますと、第2回の協議会が始まってからですよ。これは余りにも早過ぎるというふうに

思います。特に合併の是非を決めていないのに、新市の名前を決めるというのは、この前の2市2町の合併協議の中でも大変な市民の不満、そして不公平だというような批判も浴びました。そういう意味で、第3回以降に十分に論議するということが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 先ほど申しましたように、新市の名称は合併協定項目の一つでございまして、これも含めて協議がまとまるかどうかということになっておりまして、すべて決まってから、では新市の名称はということを決めて、例えばその名前が嫌だったから嫌だという場合も、それはそれで想定できますので、すべて含めて事前に決めておくのが合併協議ということになろうかと思います。

以上です。

山川委員 いや、名前が嫌だというので反対だというのは、早く決まろうが遅く決まろうが同じではないですか。合併協議の、きちんとその合併についての論議が済んだときに、やっぱりきちんと市民に諮る。それから、是非を市民に、住民にきちんと聞いてから実施するというのは当然のことだと思うのですが、どうなのでしょう。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 協議会は、どのような方法で決めるかを協議する場でございまして、その内容を今回事務局というか、正副会長から提案をさせていただいております。ここで決まった内容で協議会としては進めていくということになろうかと思います。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 いや、決まった内容でというから、ぜひ3回以降にしたいと言っているのです。やっぱり市民の反発を受けるようなやり方をわざわざする必要はないというふうに思うのですが。これは公募について、12月1日から20日までの公募については反対をいたします。

会長（議長） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようでございますので、協定項目の3、新市の名称（案）についてお諮りしたいと思います。
原案に賛成とお考えの方の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
協議事項8の協定項目3、新市の名称（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきました。
続きまして、その他の事項といたしまして、法定合併協議会第2回の会議以降の開催日程について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 56ページをごらんいただきたいと思います。これは協議事項ではございませんが、今後第2回会議以降の日程ということ、こちらの方で計画させていただいております。全体で6回の会議ということでございますので、一応基本的には今後月2回の会議というふうになろうかと思います。当面会場の関係もございまして、このような形で予定期日をお示しさせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。
以上でございます。

会長（議長） ご苦労さまでした。
ただいま事務局から説明がありました。今後の会議日程につきましては、いかがでしょうか。よろしいですか。
野溝委員。

野溝委員 先ほどの事業計画のときにも要望させていただきましたが、もし予備として1回どこかで開催するのであれば、大井町での開催を要望させていただきたいと思います。

会長（議長） それでは、このような日程でひとつ実施をしてみたいと思います。
本協議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。第2回会議の詳しい内容につきましては、追って通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
以上で本日の協議事項はすべて終了いたしました。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございます。

事務局 それでは、以上をもちまして第1回の会議を終了させていただきます。

だきます。

それでは、お帰りの際には、恐れ入りますが、名札や傍聴券を出口にて係員にお渡しいただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

午後５時２４分閉会